

新生児聴覚検査および
難聴児の早期療育・教育支援
ハンドブック（改訂3版）

令和3年3月

山口県健康福祉部

こども・子育て応援局 こども政策課

はじめに

聴覚障害は、早期に発見されて適切な支援が行われた場合、ことばの発達への影響が最小限に抑えられることから、早期発見・早期療育が図られるよう、すべての新生児を対象として新生児聴覚検査を行うことが重要です。

本県においては、平成13年11月に、山口県母子保健対策協議会に新生児聴覚検査専門委員会を設置し、新生児聴覚検査の実態把握や今後の体制整備に向けた調査研究を進めるなど、難聴児を支援する施策を推進してまいりました。

また、平成15年3月に、同委員会からいただいた、検査体制・療育体制への充実に向けた提言「新生児聴覚検査とそのフォローアップ体制の確立に向けて」を踏まえて、平成15年10月から検査結果を集計し、分析を行ってまいりました。

さらに、平成18年3月に、本県の新生児聴覚検査に関わる医療機関や行政機関の関係者向けに、検査の概要や聴覚障害児が利用できるサービス、医療・療育・教育の関係機関の一覧などを記したハンドブックを作成し、これまで改訂を行ってきたところです。

このたび、平成31年3月に厚生労働省と文部科学省の共同で立ち上げられた「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクトチーム」の検討結果を踏まえて、本県における難聴児の支援体制を一層充実させるため、改訂3版を作成しました。今後の支援に御活用いただければ幸甚です。

今回の改訂に当たり、多大な御尽力をいただきました山口県母子保健対策協議会新生児聴覚検査専門委員会の委員の皆様および関係医療機関、早期療育実施機関、関係団体など関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

なお、改訂3版の主な変更点は次のとおりです。

- ・ハンドブックの名称を変更（「難聴児の早期療育・教育支援」を追加）
- ・検査の流れや連携体制の記載方法を整理
- ・その他、関係機関の情報更新、項目や語句等を修正

令和3年（2021年）3月

山口県健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課
課長 福本 理

（参考）改訂履歴

	発行年月
初 版	平成18年（2006年）3月
改 訂 版	平成23年（2011年）3月
改訂2版	平成26年（2014年）3月
改訂3版	令和3年（2021年）3月

目次

I	新生児聴覚検査の意義	1
II	検査の流れと連携体制	2
III	関係機関の役割	3
1	スクリーニング検査実施医療機関（産科医療機関等）	3
（1）	保護者への説明と同意	3
（2）	検査の実施	3
（3）	検査機器と実施上の注意	3
（4）	検査担当者	4
（5）	検査結果の説明	4
ア	「パス（反応あり）」の場合	4
イ	「リファー（要再検査）」の場合	5
（6）	検査ができなかった場合	5
2	精密検査実施医療機関	6
（1）	保護者への説明	6
ア	精密検査の目的	6
イ	精密検査の頻度	6
（2）	精密検査の実施	6
（3）	精密検査の方法	6
（4）	精密検査結果とその対応	7
ア	異常なしの場合	7
イ	難聴および難聴疑いの場合	7
ウ	家族への説明と心理的サポート	7
（5）	精密検査実施医療機関について	7
3	市町（検査後の支援については健康福祉センターと連携）	8
4	健康福祉センター	8
5	県（こども政策課）	8
6	療育機関	9
7	発達支援センター	9
IV	早期支援から療育へ	10
1	家族援助	10
2	コミュニケーション手段の獲得	11
3	補聴器・人工内耳	12
4	子どもにかかわるときの留意点	14
5	医療機関	14
6	教育機関	15
7	地域の支援機関	15

V	利用できるサービス	16
1	自立支援医療（育成医療・厚生医療）	16
2	身体障害者手帳および特別児童扶養手当	16
3	障害児福祉手当	16
4	補助具費の支給	16
5	日常生活用具の給付	16
6	軽度・中等度難聴児の補聴器購入費、修理費の助成	16
7	申請窓口	16
VI	参考資料および関係様式	17
資料 1	聴覚障害の基礎知識	17
資料 2	保護者等による子どものきこえと言葉の発達チェック	19
資料 3	スクリーニング検査実施医療機関	21
資料 4	精密検査実施医療機関	22
資料 5	教育機関	27
1	相談機関	27
2	通級指導教室（言語障害）	30
3	その他	32
資料 6	地域の支援機関	33
1	山口県聴覚障害者情報センター	33
2	児童相談所	34
3	健康福祉センター等	34
4	市町母子保健担当課	35
5	市町障害福祉担当課	36
6	自助グループ	37
	関係様式	
別紙 1	新生児聴覚検査の流れ	39
別紙 2	赤ちゃんの耳のきこえ（聴覚）の検査について ～保護者の方へ～	40
別紙 3	お子さんにはお母さんの声が聞こえていますか？	41
別紙 4	新生児聴覚検査事業委託申請書	43
別紙 5	新生児聴覚検査申込説明書（同意説明書）	44
別紙 6	新生児聴覚検査申込書（同意書）	45
別紙 7-1	「パス（反応あり）」の方へ	46
別紙 7-2	「リファー（要再検査）」の方へ	47
別紙 8-1	新生児聴覚検査要精密検査実施報告書	48
別紙 8-2	精密検査実施報告書	49
別紙 9	新生児聴覚検査要精密検査児連絡票	50
別紙 10	新生児聴覚検査要療育児連絡票（療育機関・行政用）	51
別紙 10	新生児聴覚検査要療育児連絡票（保護者用）	52
別紙 11	新生児聴覚検査療育支援の状況等報告書	53
別紙 12	新生児聴覚検査 Q & A ～検査従事者、保健師等の方々へ～	54

I 新生児聴覚検査の意義

先天性の難聴は、その程度が重度であれば1歳程度で気づかれますが、中等度・軽度の場合、「ことばの発達の遅れ」として2歳以降に発見されることが多くなります。先天性の難聴は、1,000人出生中1～2人に起こるといわれており、他の先天性疾患に比べて頻度が高いことが特徴です。

生後1か月までに新生児聴覚スクリーニング検査※を行い、3か月までに精密検査を行い、6か月までに適切な療育を開始することにより、言語能力の発達の大きな遅れを防ぐことができるといわれています。

近年、新生児用の優れた検査機器が開発されて、多数の児を対象に検査することができるようになりました。この検査機器は、熟練者でなくても比較的容易に、自然睡眠下で短時間に検査を行うことができます。また、その検査結果は自動的に分析されます。

新生児の聴覚障害の約半数は、極低出生体重児・重症仮死などのハイリスク児ですが、残りの半数は、出生時には異常を示さない児です。子どもの状況を注意深く見守りながら早期から療育を行うことで、ことばの発達が促進されます。

検査後の体制が十分でないまま新生児聴覚スクリーニング検査を行った場合、早期発見のメリットが活かせず、いたずらに保護者の不安をあおってしまう懸念があります。新生児聴覚スクリーニング検査を意義あるものにするためには、検査ならびに聴覚障害に関わる立場の関係者が、検査から療育までの流れを十分に理解し、現状において活用できる資源を最大限に活かせるよう支援することが求められています。

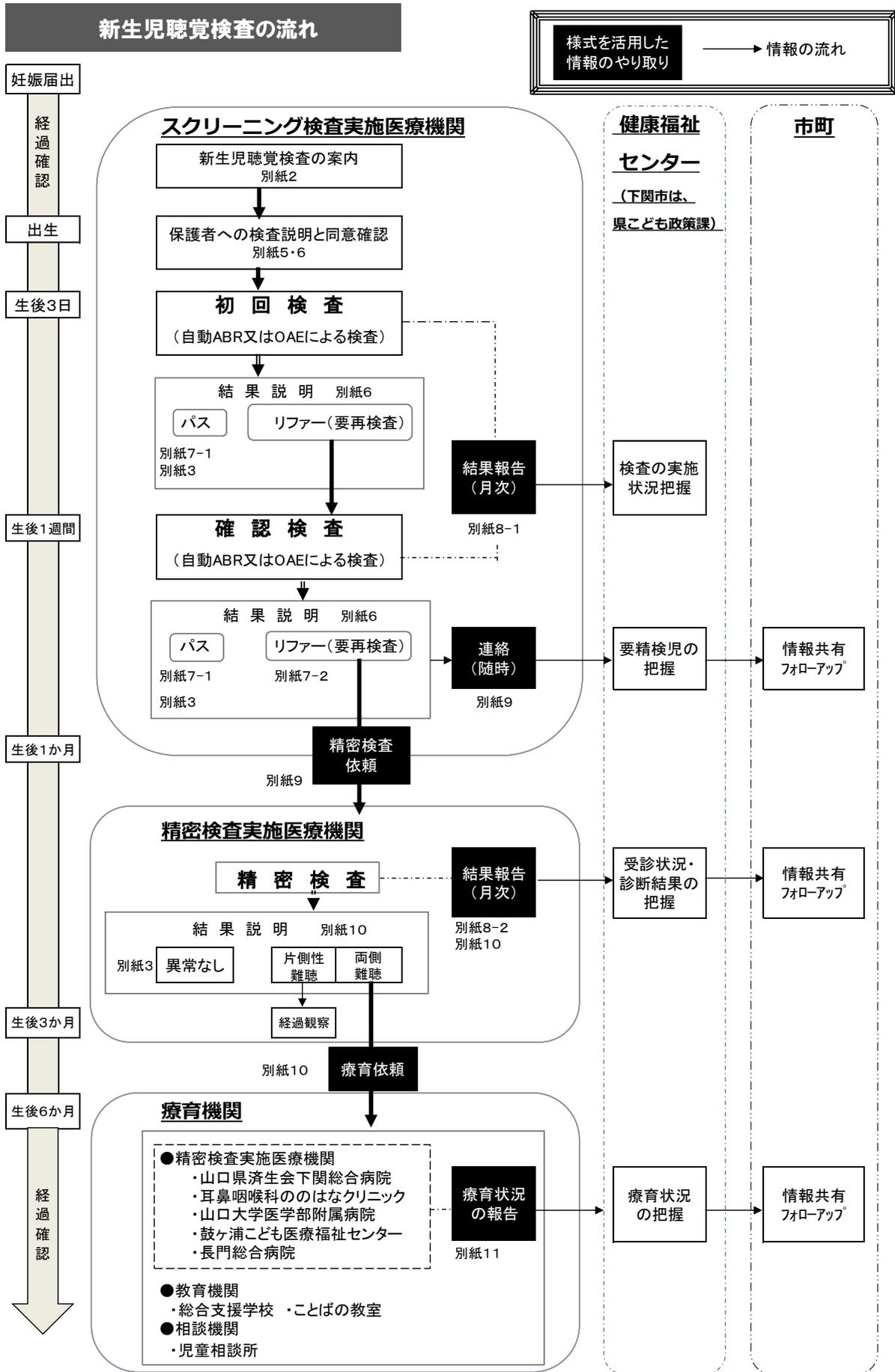
※ 産科医療機関において新生児聴覚スクリーニング検査を行う場合、おおむね生後3日以内に初回検査を行います。また、初回検査が「リファー（要再検査）」の場合、おおむね生後1週間以内に再検査（確認検査）を行うことが推奨されています。なお、検査を受けていない場合、遅くとも生後1か月までに受診するよう勧めることが望ましいです。

先天性聴覚障害のハイリスク因子（Joint Committee on infant Hearing 1994）

新生児集中治療室に入院した児など聴覚障害の発生頻度が高い児であり、次の10項目が考えられます。

- ①極低出生体重児（1,500 g未満）
- ②重症仮死状態で生まれた児（アプガースコア1分値 4点以下）
- ③新生児高ビリルビン血症（交換輸血の考慮例）
- ④子宮内感染（風疹、トキソプラズマ、梅毒、サイトメガロウイルスなど）
- ⑤頭頸部の奇形
- ⑥聴覚障害合併が知られている先天異常症候群
- ⑦細菌性髄膜炎
- ⑧先天性聴覚障害の家族歴（保護者、同胞、祖父母）
- ⑨聴神経毒性薬剤使用（3日間以上、アミノグリコシド、ループ利尿薬等）
- ⑩人工換気療法を受けた（5日間以上）

II 検査の流れと連携体制



Ⅲ 関係機関の役割

1 スクリーニング検査実施医療機関（産科医療機関等） … 資料3（21ページ）

（1）保護者への説明と同意

ア 聴覚障害の頻度、早期発見・早期療育の重要性、検査の流れ（再検査、精密検査、療育）について説明します。 … 別紙2

スクリーニング検査を受けるかどうかは、保護者の判断によります。

イ 費用等を説明し、検査申込書により保護者の同意を得ます。… 別紙5・別紙6

なお、スクリーニング検査の希望があっても、関係機関への個人情報の提供について同意がない場合、関係機関への情報提供は不要です。

[説明のポイント]

- ・ 新生児聴覚障害の頻度は、約 1,000 人に 1～2 人です。
- ・ 難聴をできるだけ早く発見して適切な療育を受けることが、ことばの発達につながります。
- ・ 乳児が熟睡している間に刺激音を聞かせて脳の反応を調べる安全な検査です。
- ・ 入院中は検査の機会を得やすいので、検査の効率がよいです。
- ・ 新生児期の聴覚検査は、精密検査の必要性を判断するためのスクリーニング検査であり、すぐに、難聴の有無を判断する検査ではありません。
- ・ 要精密検査となった場合は、精密検査ができる医療機関で診察を受け、難聴の場合は、療育などのサービスが提供されます。

（2）検査の実施

スクリーニング検査を行います。初回検査はおおむね生後 3 日以内までに行います。初回検査が「リファー（要再検査）」の場合、おおむね生後 1 週間以内に再検査（確認検査）を行うことが推奨されています。

ただし、NICUに入院している重症児は、全身状態を評価し、状態が落ち着いてから退院までの間に行います。

なお、出生直後は中耳に液体が貯留していて検査結果に影響することがあります。

（3）検査機器と実施上の注意

スクリーニング検査には、自動聴性脳幹反応（自動ABR、AABR）と耳音響放射（OAE）の 2 種類があります。

自動ABR（AABR）、OAEのいずれで検査しても、初回検査が「リファー（要再検査）」の場合は、確認検査を行うことが必要です。

新生児の聴覚検査をスムーズに行うためには、授乳後などの新生児が熟睡した状態で、比較的静かな環境を整えることを心がけます。

①自動聴性脳幹反応 (Automated Auditory Brainstem Response, 自動ABR, AABR)

赤ちゃんの頭皮に電極をつけて、ヘッドホンのようなイヤークラから聞かせた音の反応を脳波で調べるタイプの検査機器です。

電極は接触抵抗が高くならないように、皮膚を清浄後に電極を取り付けます。

最初に35dBの音で検査をして、反応がなければ35dBで再検査を行い、反応がない場合に耳鼻科での精密検査を行います。

この検査では、中耳から脳幹までの聴覚の検出が可能です。

②耳音響放射 (Otoacoustic Emissions, OAE)

赤ちゃんにイヤホンから小さな音を聞かせ、耳の中から反射してくる音を測定するタイプの機器です。

あらかじめ、綿棒で外耳道入り口の分泌物を取り除いておきます。

この検査で反応があれば、ほぼ40dBの音が聞こえていることになります。

また、この検査は、耳垢や羊水の貯留などの影響を受けやすく、自動ABR (AABR) に比べ「リファア (再検査)」が出やすい傾向にありますので、初回検査で「リファア (要再検査)」となった場合は、検査を数回繰り返して確認することが必要です。

この検査では、中耳より中枢側の聴覚の検出は不可能です。

※ 検査機器の特徴の違いから、その感度 (見逃しの多少) や特異度 (偽陽性 [リファアとなっても、精密検査をすると異常がないこと] の多少) に違いがあります。

OAEの場合、難聴児のうち聴神経難聴スペクトラム (Auditory Neuropathy Spectrum Disorders, ANSD) がある場合は、内耳機能は正常または正常に近いパスとなってしまう (偽陰性) ため、新生児聴覚検査においては、より精度の高い自動ABR (AABR) を使用することが望ましいとされています。

(4) 検査担当者

新生児に関する一般的知識と新生児聴覚検査の意義について理解している医師・助産師・看護師・検査技師等の医療技術者が担当することが望ましいです。

(5) 検査結果の説明 … 別紙6

保護者に検査結果を説明し、検査を行ったことを母子健康手帳に記載します。

ア 「パス (反応あり)」 の場合 … 別紙3・別紙7-1

保護者に対して説明用紙 (別紙7-1) を渡し、次の内容を伝えます。

[説明のポイント]

- ・現時点では、生まれつきの難聴の疑いがないことを意味します。
- ・今後の成長過程で、中耳炎やおたふくかぜなどさまざまな原因で難聴になる場合もあるので、「家庭でできる耳のきこえと言葉の発達のチェックリスト」を参考に、保護者が子どもの発達に注意を払うことが必要です。
- ・ハイリスク因子を持つ子どもの場合、3歳までは定期的に聴覚検査を受けることが重要です。

イ 「リファア（要再検査）」の場合 … 別紙7-2・別紙9

保護者の不安が大きくなっていることや、精密検査についての理解不足から、受診が遅れてしまうことが考えられます。

保護者に対して説明用紙（別紙7-2）を渡し、単に「耳が聞こえない」という伝え方をしないように注意しながら、次の内容を伝えます。

[説明のポイント]

- ・この検査は、現在検査しているスクリーニング機器では、乳児のきこえの反応が確認できないということであり、すぐに、難聴の有無を判断する検査ではありません。
- ・反応が不十分な理由としては、中耳への羊水貯留、外耳道内の胎脂の残存により反応が不十分なことも考えられます。
- ・原因を明らかにするためにも、生後3か月以内に精密検査が可能な耳鼻科で、必ず聴覚について詳しい検査を受ける必要があります。
- ・育児に関しては、これまでと変わらず、子どもをかわいいと思う自然な気持ちで良好な親子関係を育むことが重要です。

また、経過観察は行わず、県内5ヶ所の精密検査実施医療機関を紹介するとともに、新生児聴覚検査精密検査児連絡票（別紙9）を作成して、受診時に持参するよう促します。

医療機関名	住 所	電話番号
山口県済生会下関総合病院 耳鼻咽喉科	下関市安岡町8-5-1	083-262-2300
耳鼻咽喉科ののはなクリニック	山口市大内矢田北6-19-17	083-941-1133
山口大学医学部附属病院 耳鼻咽喉科	宇部市南小串1-1-1	0836-22-2520
鼓ヶ浦こども医療福祉センター 耳鼻咽喉科	周南市久米752-4	0834-29-1430
長門総合病院 耳鼻咽喉科	長門市東深川85	0837-22-2220

さらに、市町、健康福祉センター等の地域の支援機関につなげることも必要であることから、保護者の同意を得られた場合は、健康福祉センターへ速やかに情報提供を行います。

情報提供を受けた健康福祉センターは、市町と連携し、乳児の受診勧奨や受診までの保護者の不安の解消等に努めます。

※ 難聴についての不安を相談された場合

児の発達をチェックしながら時間をかけてきこえの有無や程度等を診断するため、精密検査実施医療機関の医師に相談するように伝えます。

最近では、医療や療育が進歩しており、さまざまな手段で、コミュニケーションがとれることを伝えます（コミュニケーション手段の実際は11ページからを参照）。それでも不安が払拭できないときは、受診予定の精密検査実施医療機関を早めに受診するように伝えます。

(6) 検査ができなかった場合

入院中に検査ができなかった場合、生後1か月までに来院してもらい、検査を行うことが望ましいです。

2 精密検査実施医療機関 … 資料4 (22ページ)

(1) 保護者への説明

検査内容や検査機関、費用等について説明します。

ア 精密検査の目的

乳幼児の難聴の有無を早期に診断し、必要に応じて適切な訓練などのフォロー体制を提供することにより、療育効果を高めることを目的としています。

精密検査は、生後3か月までに耳鼻科で受けることが望ましいです。

イ 精密検査の頻度

確認検査の結果が「リファー（要再検査）」となる頻度は、一般的には1,000人中4人（0.4%）程度といわれています。

また、「リファー（要再検査）」となった4人が精密検査を受けた場合、2人は正常、1人は片耳難聴、1人は両耳難聴となる傾向があるといわれています。

(2) 精密検査の実施

検査スケジュールを立て、保護者への説明後、検査を行います。

(3) 精密検査の方法

精密検査実施医療機関では、主に次の検査を行い、聴覚に詳しい耳鼻科医によって総合的な診断が行われます。

1 聴性脳幹反応検査（ABR）・聴性定常反応検査（ASSR）

睡眠剤を用いて音に反応する脳波を調べる検査です。自動ABR（AABR）やOAEと異なり、それぞれの耳の聴力レベルを調べることが可能です。

おおむね3～4か月頃に行われることが多いですが、身体的な条件によって適切な実施時期を判断します。

2 聴性行動反応聴力検査（BOA）

赤ちゃんに太鼓やブザーの音を聞かせたときのビクツとする等の反応を観察する検査です。生後0か月から検査が可能です。

3 「家庭でできる耳のきこえと言葉の発達のチェックリスト」を用いて、普段の様子や発達の状況を確認します。

4 その他の方法

生後6か月頃になるとBOAよりも精度の高い「条件詮索反応聴力検査（COR）」が可能になります。また、成長に応じて「遊戯聴力検査」などが行われます。

(1) 条件詮索反応聴力検査（COR）

左右のスピーカーから音が出ると人形が光ります。これを繰り返していると、音がただけで人形の方を向きます。この反応を利用した聴力検査です。BOAより精度が高く、生後6か月頃から検査できます。

(2) ピープショウ

スピーカーあるいは受話器から音が聞こえたら児がスイッチを押し、それによっておもちゃが見える仕掛けを利用します。音が聞こえたらボタンを押すという条件付けができないとこの検査は行えないので、知的発達年齢で1歳代後半から2歳代ごろから適応可能となります。

(3) 遊戯聴力検査

大人の純音聴力検査に遊びの要素を加えたもので、音を合図に積み木やおはじきなど（遊び用具）をひとつずつ動かしたり、箱の中に移したりする遊びを覚えてもらい、検査音を増大させることできこえの閾値を測定します。対象年齢はおおむね3歳以上です。

(4) 精密検査結果とその対応

ア 異常なしの場合

次の内容を保護者に伝えます。

[説明のポイント]

- ・異常なしは、「現時点では生まれつきの難聴の疑いがない」ことを意味します。
- ・しかし、成長の過程で、中耳炎などによる難聴やその後悪くなる進行性難聴などが起こる可能性があることから、「家庭でできる耳の聞こえと言葉の発達のチェックリスト」を参考に、保護者が子どもの発達に注意し、心配があればただちに再度受診することが重要です。

イ 難聴および難聴疑いの場合 … 別紙10

保護者に療育の必要性を説明し、療育機関を紹介します（生後6か月以内）。また、検査結果を療育機関に連絡します。

あわせて、保護者の同意を得たうえで、市町や健康福祉センター等に児や保護者の様子等を伝えるなど、地域の支援機関につながります。

ウ 家族への説明と心理的サポート

難聴の診断は、耳鼻咽喉科的所見、検査結果を総合し、医師により行われます。

子どもに難聴があると告げられた家族は「難聴とはどんな状態か」「子どもにどう関わればよいのか」などさまざまな不安を抱えてしまう傾向があります。

このため、診断時は、保護者だけでなく、保護者の両親など子どもに関わる人に対して、難聴の病態や必要な医療・療育、子どもへの関わり方などを丁寧に説明することが重要です。医師、看護師、言語聴覚士など医療スタッフも同席し、子どもと家族への支援体制が整っていることを伝えます。

家族が子どもの難聴を正しく理解して、障害を受け止めるまでには時間を要することが多いことから、家族の不安な心情を理解して相談に応じるなど、家族に対する心理的サポートが十分に行えるように配慮します。

また、地域や療育機関でフォローを行う場合、保護者の同意を得たうえで、連絡票などにより、関係機関に情報提供し、フォローを依頼します。関係機関は連携を図りながら、子どもの療育が継続できるように援助します。

(5) 精密検査実施医療機関について

精密検査は、聴性脳幹反応（ABR）の検査装置を有し、保護者に適切な説明ができる専門医がいる医療機関で行うことが必要です。

さらに、条件詮索反応聴力検査（COR）が可能であること、将来の療育も含め、保護者へのインフォームドコンセントが十分にとれること、言語聴覚士などの聴能訓練およびコミュニケーション指導ができる専門職を有し、発見後の訓練が可能であることなどの要件を満たす医療機関であれば、より専門的な指導が期待できます。

日本耳鼻咽喉科学会は、これらの要件を満たす全国の精密聴力検査機関をホームページ（<http://www.jibika.or.jp/>）で紹介しています。

なお、山口県では日本耳鼻咽喉科学会山口県地方部会の推薦をもとに、県内5ヶ所の医療機関（P22～26を参照）を精密検査実施医療機関としています。

3 市町（検査後の支援については健康福祉センターと連携） … 資料6（35ページ）

（1）母子健康手帳交付時など（啓発）

保護者が新生児聴覚スクリーニング検査の目的や方法、「リファー（要再検査）」になった場合の支援内容などについて正しく理解して検査を受診できるよう、検査の説明を受ける機会を複数回設けることが望ましいです。

保護者に耳のきこえと言葉の発達のチェックリストを配布し、家庭での発達チェックの必要性やチェックリストの活用方法について啓発します。

（2）検査後の個別支援

スクリーニング検査や精密検査を実施する医療機関からの連絡（健康福祉センター経由）を受けた時点で、できるだけ速やかに、必要な情報を収集し、家庭訪問などを通じて個別支援を行います。

必要な精密検査や療育につなげるとともに、保護者の不安を受け止め、共感し、今後のことを一緒に考える姿勢で支援します。

あわせて、医療機関や特別支援学校・発達支援センターなどの療育機関と連携して支援します。

（3）新生児の訪問指導や乳幼児家庭全戸訪問時

母子健康手帳を活用して検査の受診状況を確認し、検査を受けていない場合、保護者等に検査の受診を勧めます。

生後6か月頃までに、管内の新生児を含むすべての乳児の受診状況を確認することが望ましいです。

（4）乳幼児健康診査時

健康診査を通じて、聴覚障害児の早期発見を図るとともに、きこえに関する普及啓発を図ります。

4 健康福祉センター … 資料6（34ページ）

○ 連絡・支援体制の整備

スクリーニング検査や精密検査を実施する医療機関からの連絡票を市町に提供し、支援を依頼します。なお、要精密・要フォロー児が管外や県外の場合、該当の市町へ連絡調整を行い、フォローを依頼します。

また、管内の連携・支援体制の構築など関係機関との調整を図ります。

5 県（こども政策課）

（1）関係機関の連携体制整備

行政機関、療育機関、医療機関、教育機関、関係団体で構成される協議会を開催し、連携体制を構築します。

協議会では、検査や支援の実施状況（公費負担の実施、検査の受診者数・未受診者数・受診率・検査結果等、受診勧奨、早期療育への支援状況等）を分析し、必要な対策について協議します。

(2) 普及啓発・情報提供

新生児聴覚スクリーニング検査の必要性や重要性について、県ホームページ等により周知します。

また、県内の検査実施施設や精密検査実施医療機関について情報提供します。

(3) 人材育成

関係機関と連携して研修等を行い、新生児やその保護者と関わる市町保健師などの人材育成を図ります。

6 療育機関

○ 療育の実施

医療機関等からの連絡をもとに保護者と面談し、療育方法などの説明を行うとともに、療育計画を策定します。

療育に当たっては、医療機関との情報交換、市町・保健所や他の療育機関との連携を図りながら実施し、療育指導状況について報告します。 … 別紙11

7 発達支援センター

○ 療育の実施

療育機関や市町等からの連絡を受け、児・保護者の身近なところで発達相談や療育支援、家庭支援、保育所などへの支援を行います。

支援に当たっては、療育機関や市町との連携を図り、必要に応じて療育指導状況について報告します。 … 別紙11

個人情報の取り扱い

対象児とその保護者に係る個人情報の取り扱いには、十分に留意する必要があります。

スクリーニング検査の時点で、聴覚障害の疑いが生じた場合にどの機関にどのように情報が伝達されるのか、また、その情報伝達は何のために行われるのか等を保護者に事前に説明し、同意を得る必要があります。

IV 早期支援から療育へ

難聴児の療育には「子どもの発達を支援する」「家族の子育てを支援する」という2つの視点が必要です。

聴覚に障害のある子どもの発達には、補聴器を装用して保有する聴覚を活用すること、子どもに適したコミュニケーション手段を獲得することが必要であり、療育機関ではこのような専門的な療育を一人ひとりの子どもにあわせて行います。

療育開始後、言語聴覚機能検査をもとに療育の効果判定を定期的に行いながら、今後の治療および療育方針を検討します。

1 家族援助

療育の初期は、子どもとその家族のコミュニケーションの成立を支援するため、基本的な親子関係を築くことを目的とします。

家族が子どもの障害を受け止めることは、親子の情緒的なつながりに大きく影響するため、家族に対する心理的援助が極めて重要であることから、医療・療育関係者は、家族からの疑問・質問に丁寧に応じ、子育ての不安の軽減を図るようにします。

また、同じ障害を持つ家族同士の交流は子育ての励みになることから、家族同士が交流や情報交換を行える場を提供し、家庭での過ごし方や子どもへの関わり方を学んでもらえるようにします。

(1) 乳児期の子どもと家族のコミュニケーション

乳児期の子どもと家族には、主に、まなざしの共有、ほほ笑いあうこと、手の動きなど、ことば以前のコミュニケーションの方法があります。

家族は、子どもの視線や表情、声や身体の動きから子どもの要求や気持ちを理解し、応答的に関わっています。

子どもは、自分の気持ちが相手に伝わり、自分の気持ちを周囲の人が満たしてくれるという体験を重ねることで、人に対する基本的な信頼感をつくります。

乳児期に難聴が発見された子どもも、ことば以前の親子の情緒的なつながりを築くことが重要です。聞こえない子どもと家族が視線、表情、声、身体の動きを使って、通じ合える関係を築くことがコミュニケーションの基盤となります。

近年は、おしゃべりができる前の赤ちゃんが簡単な身振りを使ってコミュニケーションを取る「ベビーサイン」という方法が、育児に取り入れられるようになってきました。

親子が日常生活や遊びを通して楽しくコミュニケーションを取ることは、何よりも重要です。

(2) 幼い子どもと家族のコミュニケーション

幼い子どもと家族のコミュニケーションを豊かにする方法は、次のとおりです。

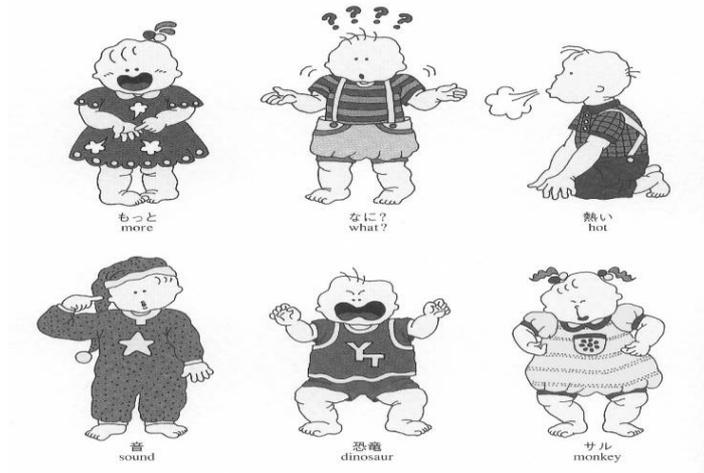
① アイコンタクト

見つめあうことは通じ合いにつながるものです。

② ベビーサイン

まだお話しができない赤ちゃんが簡単な身振りを使って自分の要求を表し、親子で楽しくコミュニケーションをすることを目的に使われています。

図 ベビーサインの例



出典 径書房

「ベビーサイン

まだ話せない赤ちゃんとお話する方法」

アクレドロ、L (リンダ) [著] /

たきざわ あき [訳] /

小澤 エリサ ヒライ [絵]

③ 実物・写真・絵

子どもが遊んでいるときに「おやつを食べよう」と伝えるなど、次にすることを実物や写真、絵を用いて話しかけると、子どもにはわかりやすく、安心します。

2 コミュニケーション手段の獲得

難聴児のことばの獲得や周囲の人とのコミュニケーションの成立のために、子どもに適したコミュニケーションの方法を選択し、使用することが重要です。

聴覚に障害のある児が使用する主なコミュニケーション手段は、次のとおりです。

(1) 聴覚口話法

補聴器装用または人工内耳手術によって保有聴力を最大限に活用し、音声言語を主な媒体としてコミュニケーションを行う方法です。

しかし、すべてのことばを聴いて理解することが困難な場合もあるため、多くは口唇や舌の動きを見て理解すること（読話）を併用します。

口話は、ことばを口の形や動きから読み取ります。同じ手の動きでさまざまな意味を表す手話には、口の動きが有効です。

日本語には意味は違っても口の形が同じことばがたくさんありますので、正面から口をはっきり動かして話すことが重要です。

(2) 手話・指文字

手話は、手指の動きを中心として、頭や上体の動き、表情、視線、口型などによって表現する視覚言語です。

手話の種類として、日本手話と日本語対应手話があります。

日本手話は、聴覚に障害がある人が昔から使ってきたもので、日本語とは異なる独自の文法と語らいの体系を有しています。

日本語対应手話は、日本語の語順にそって表すもので、助詞等は指文字で表現します。指文字は日本語の50音に対応したもので、かな文字を手指の形で表現します。

手話を使用してコミュニケーションを取る場合、顔の表情も豊かに表現することが重要といわれています。

手話の形は大きすぎても小さすぎても読みにくいので、少し脇を開けるぐらいの楽な姿勢で手を動かしましょう。

(3) 筆談（文字を書いて伝える）

日本語の音韻が仮名文字と対応していることから、日本語の体系を獲得するときに文字言語の使用が役立ちます。

(4) キュードスピーチ

視覚を用いるコミュニケーション法で、5つの母音と口型と行ごとの手のサイン（キュー）でひとつの音を表します。視覚口話法を用いた場合に、口型では判別しにくい音の理解を助けるためにも用いられます。

3 補聴器・人工内耳

(1) 補聴器など

補聴器は周囲の音を大きくして耳に伝える機器です。

子どもの聴覚を活用するために必要であるため、その子どもにあった補聴器を選択し、音の大きさや音質を調整することが重要です。

補聴器の調整（フィッティング）は専門家が行いますが、定期的に聴力検査を行い、きこえの状態にあわせて丁寧に調整していく必要があります。

補聴器の種類には、箱形、耳かけ形、挿耳形などがあります。

調整方法として手動式と電子式、音声出力方法（信号処理の方法）としてデジタル式とアナログ式があります。

人が多く集まる場では、特殊なループを設置して補聴器に音信号を届けるシステムや、学校など教育上必要とされるシステムとして、補聴援助システム（デジタル無線、FM電波）があります。

ア 補聴器形とその特徴

(ア) 箱形

胸元に補聴器本体を入れる布バンドで固定します。本体からはコードがついていて、その先にイヤホンとイヤモールド（耳栓）があります。

(イ) 耳掛け形

補聴器本体を耳にかけて使います。耳の近くで音を拾うため、両耳に装着すると音の方向がわかりやすくなります。小型・軽量で、コードもないため、身体の動きに邪魔になりません。

(ウ) 挿耳形

本体を耳の穴に挿入して使います。ほとんどがオーダーメイドで、自分の耳型にあわせて補聴器をつくります。

小型軽量で目立ちませんが、子どもは成長が著しく、耳型がすぐにあわなくなってしまうため、頻繁に耳型をつくりかえる時期にはふさわしくありません。

(エ) 骨導補聴器

両耳外耳道閉鎖症などの伝音性難聴の場合に使います。

(オ) 軟骨伝導補聴器

耳の軟骨部に振動を与えて聞こえを補うタイプの補聴器です。

特長として、小さく目立ちにくい形状や、装着に圧迫接触の必要がないため皮膚への負担が軽減される、取り扱いが容易などが挙げられます。

イ 集団の場や教育上必要とされるシステム

(ア) 補聴援助システム

補聴器や人工内耳は、騒がしい場所や会話をする相手が離れている場所では、マイクが周囲の環境音（雑音）も拾ってしまうため、ことばの聞き取りが難しくなります。

補聴援助システムは、話し手が使用する「送信機（ワイヤレスマイクロホン）」と聞き手が使用する「受信機」で構成され、話す相手の声をワイヤレスマイクが集音し、デジタル無線やFM電波で直接補聴器や人工内耳の体外器へ届けてくれます。

(イ) ヒアリンググループ（磁気誘導ループ）

ホールや講堂、大工場など広い空間や周囲の騒音が大きい場所で、床にフラットループを設備して、伝達したい音声などの信号を流します。

(2) 人工内耳

手術で内耳に電極を埋め込み、聴神経を直接刺激して音を電気信号に変換して聞こえの感覚を得るものです。

補聴器の効果が期待できない重度の難聴の子どもに聴覚活用の可能性を開くものとされていますが、手術時の年齢や、その他いくつかの適応基準がありますので、専門医に必ず相談してください。

なお、人工内耳は、手術を受ければ聞こえるというものではありません。体外器としてスピーチプロセッサや送信コイルを装着する必要があります。

また、家族の協力や手術後の療育体制が整っていることも重要な条件となります。

4 子どもにかかわるときの留意点

聴覚障害のある子どもは、補聴器や人工内耳を装用していても、話しことばの一つひとつが明瞭に聞こえない場合が多くあります。

とくに、周囲が騒々しい場面や距離が離れている場合、聴き取りが低下します。

また、早口や声の小さい人のことばも聞き取りにくいです。読話や手話などを手がかりに、相手の話を理解する子どもも少なくありません。

そこで、子どもに話しかける際には、次のような配慮が必要です。

- ・静かなところで
- ・1 m以内の近い距離で対面して普通の大きさの声で
- ・話す速度は、ややゆっくり
- ・口の形がよく見えるように
- ・ひとつの文は短く
- ・大切なことばは、文字や絵を書きながら
- ・ジェスチャーや手話・指文字など視覚手段をともなって
- ・話の途中で、理解したかどうかを確認して

子どもは、日常生活を通して音やことばを聴く体験を繰り返すことによって、はじめてその意味がわかるようになります。

日常生活のあらゆる場面が子どもの聴覚学習の場となりますので、周囲の人は子どもの聞こえやすい状態を考慮して関わるのが重要です。

5 医療機関 … 資料3 (21ページ) ・資料4 (22ページ)

聴覚障害の有無について診断・治療・リハビリを行い、将来の療育に関して助言します。

伝音難聴のうち、中耳の原因によるものは外科的治療が可能な場合があります。

感音難聴のうち、内耳の原因によるものは補聴器を使用します。

補聴器が使用できないほどの重度の難聴の場合は、人工内耳を検討します。

言語聴覚士を有する医療機関では、言語聴覚療法を行うことができます。

身体障害者福祉手帳の指定医は、聴覚障害と診断した場合、本人の希望に応じて手帳申請のための意見書を作成します。

○ 通園教室について

難聴児の通園教室として、鼓ヶ浦こども医療福祉センターでは、聴覚障害児のための難聴幼児通園「わかば組」を開設しています。

難聴幼児通園とは、0歳から就学前までの難聴乳幼児の聴能・言語訓練を行う事業です。指導は、言語聴覚士と保育士が中心となって行います。

6 教育機関 … 資料5 (27ページ)

(1) 総合支援学校

山口南総合支援学校、下関南総合支援学校は、耳の聞こえが気になるお子さんから成人の教育相談を行っています。補聴器や人工内耳を装用して聴覚活用をしながら、ことばや手話を学び、言語力やコミュニケーションの力を育てて、幼児児童生徒に適した教育を提供します。

また、周南総合支援学校、山口南総合支援学校、下関南総合支援学校には、聴覚障害教育センターがあり、地域における聴覚障害のある幼児児童生徒の相談支援を行います。

(2) 通級指導教室 … 資料5 (30ページ)

小学校に「通級指導教室」を設け、個別の発音言語指導や遊びを通して子どもの発達を促します。

幼児部を備えている学校もあり、「ことばの教室」などの名称で、幼児への指導を行っています。幼児部は市町の教育委員会などが所管しています。幼児部の利用についての詳細は学校に相談してください。

7 地域の支援機関 … 資料6 (33ページ)

(1) 山口県聴覚障害者情報センター

聴力に障害がある人や、聞こえに悩みを抱える人達に対して、情報保障や相談支援、福祉サービスの提供などを行います。

(2) 児童相談所

児童の療育について、発達を含めて総合的に判断し、また、助言します。

(3) 健康福祉センター

精密検査や療育が必要な児について、育児相談への対応や関係機関との調整などを行います。

(4) 市町母子保健担当課

乳幼児健診や育児相談などを通して、難聴の疑われる児の発見や、関係機関などで発見された児の育児相談への対応や関係機関との調整などを行います。

(5) 市町障害福祉担当課

聴力に障害がある人の医療や福祉サービスなどの申請・相談の窓口です。

V 利用できるサービス

1 自立支援医療（育成医療・更生医療）

（1）育成医療

手術を行うことで将来の障害が回避または軽減できる場合に医療費の一部を公費負担する制度で、耳の奇形、中耳炎、感音性難聴の人工内耳などが対象です。

18歳未満が対象となり、身体障害者手帳の有無にかかわらず医師の診断書により申請できます。

（2）更生医療

18歳以上の障害を除去または軽減して職業能力を増進し、または、日常生活を安易にすることなどを目的に医療費の一部を公費負担する制度です。

更生医療の申請には、身体障害者手帳が必要です。

2 身体障害者手帳および特別児童扶養手当

聴力に一定の障害を認める場合、身体障害者手帳や特別児童扶養手当の対象となります。

身体障害者手帳は、自立支援医療給付、補装具費の支給などの福祉サービスを受けるときに必要です。

特別児童扶養手当は、在宅で育児を行う場合の養育手当として支給されます。

3 障害児福祉手当

両耳の聴力が補聴器を用いても音声が識別できない程度の重度の障害がある在宅の重度障害児（20歳未満）に対して、手当が支給されます。

4 補装具費の支給

身体障害者手帳を有する場合、補聴器などの補装具の購入または修理に要する費用の一部が公費で支給されます。

5 日常生活用具の給付

身体障害者手帳を有する場合、聴覚障害者用通信装置・屋内信号装置・情報受信装置などが給付されます。

6 軽度・中等度難聴児の補聴器購入費、修理費の助成

18歳未満の軽度・中等度難聴児の補聴器の購入または修理に要する費用の一部が公費で助成されます。

7 申請窓口

住所地を所管する市町（障害福祉担当課）

VI 参考資料および関係様式

資料1 聴覚障害の基礎知識

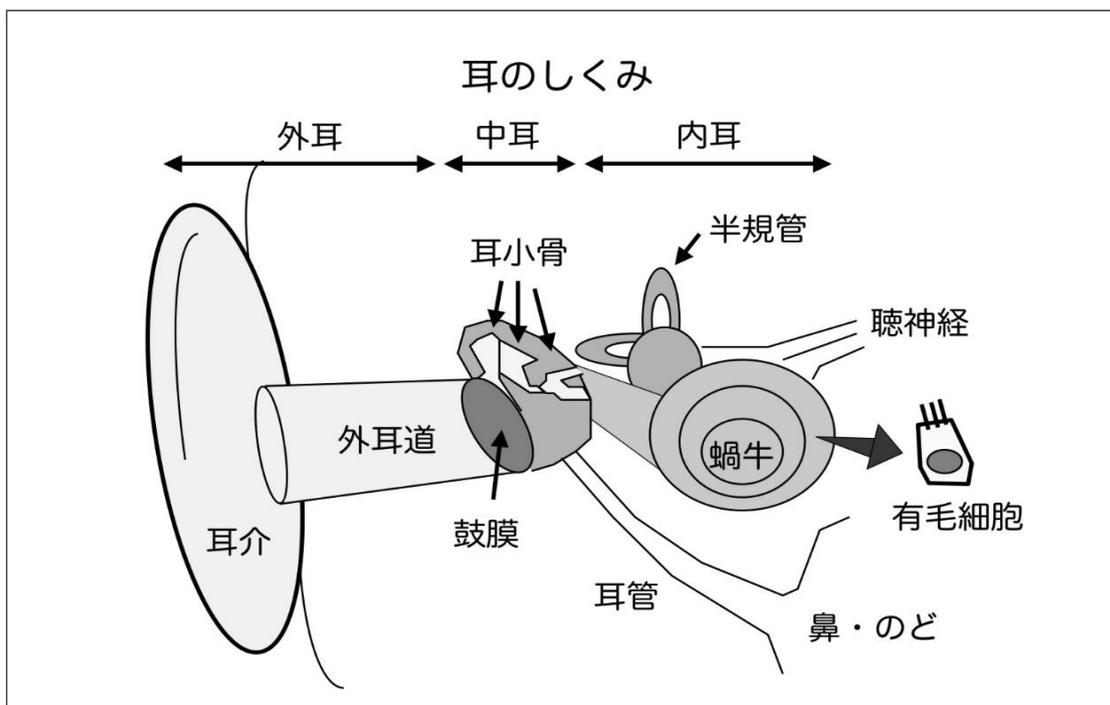
1 耳の仕組み

耳には、外耳・中耳・内耳の3つの部位があります。

外耳は、耳介と外耳道で構成され、音を耳の中に集める役割があります。

中耳は、音の振動を鼓膜の振動に変換し、さらに耳小骨で振動を増幅して内耳へ伝えます（※中耳炎は、鼻やのどの細菌が耳管を通して中耳に感染するために起きます）。

内耳は、蝸牛（かぎゅう）と半規管などで構成されます。蝸牛の中にある有毛細胞で鼓膜から伝わってきた振動が電気信号に変換され、聴神経に伝えられます。



2 聴力レベル

難聴の程度（聴力レベル）を表す場合、dB（デシベル）という単位を使います。dBとは、音の大きさの単位で数字が大きいほど大きな音です。

身の回りの音の大きさは、およそ次のとおりです。

ささやき声	=	30dB
普通の会話	=	50~60dB
大声の会話	=	70dB
電車の中、工場	=	90dB
自動車の警笛	=	110dB

聴力レベルとは、聴き取ることのできる最も小さい音は何dBか？ということを表しています。例えば、聴き取れる最も小さい音の大きさが50dBならば、聴力レベル=50dBと表します。

3 難聴の分類

(原因別)

耳の仕組みの中で、外耳と中耳は、音の振動を伝えるため「伝音系」といい、外耳や中耳に原因がある難聴を「伝音難聴」といいます。

また、内耳や聴神経は、音を感じるという意味で「感音系」といい、内耳や聴神経に原因がある難聴を「感音難聴」といいます。

伝音系と感音系のいずれにも原因がある場合は「混合難聴」といいます。

(聴力レベル別)

聴力レベル別の分類にはいくつかの基準があり、統一されたものではありませんが、およそ次のように分類されます。

①軽度難聴 25～40dB

一対一の会話には支障はほとんどありませんが、ささやき声は聞き取れず、小さい声の会話は聞き取りにくい状態です。

軽度難聴は周囲の人に気づかれにくく、ことばの遅れや構音障害の原因を調べる中で、難聴が発見されるケースもあります。

②中等度難聴 40～70dB

一対一の会話は聞き取れますが、多数の話し合いは困難です。発語はありますが、聞き返しや聞き誤りが多く、ことばの遅れや発音異常を認めます。

③高度難聴 70～90dB

耳元での大きな声や大きな音はわかりますが、日常では音に対する反応が不良です。ことばの遅れがあり、構音獲得が困難です。

④重度難聴 90dB以上

耳元での大きな声や大きな音はわかりますが、日常では音に対する反応が不良です。

※参考

身体障害者福祉法における聴覚障害の等級認定は下記のような基準になっています。

2級：両耳の聴力レベルが100dB以上のもの

3級：両耳の聴力レベルが90dB以上のもの

4級：1) 両耳の聴力レベルが80dB以上のもの

2) 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの

6級：1) 両耳の聴力レベルが70dB以上のもの

2) 一側耳の聴力レベルが90dB以上、他側耳の聴力レベルが50dB以上のもの

資料2 保護者等による子どものきこえと言葉の発達チェック

子どものきこえとことばの発達を家族が認識し、難聴の早期発見を促すために、「家庭でできる耳のきこえと言葉の発達のチェックリスト」を妊娠届や出生届の際に配布しています。

「家庭でできる耳のきこえと言葉の発達のチェックリスト」(田中・進藤式)

[0か月頃]

- ・突然の音にビクツとする
- ・突然の音にまぶたをぎゅっと閉じる
- ・眠っているときに突然大きな音がするとまぶたが開く

[1か月頃]

- ・突然の音にビクツとして手足を伸ばす
- ・眠っていて突然の音に目を覚ますか、または泣き出す
- ・目が開いているときに急に大きな音がするとまぶたを閉じる
- ・泣いているとき、または動いているとき声をかけると泣きやむか動作を止める
- ・近くで声をかけると(またはガラガラを鳴らす)ゆっくり顔を向けることがある

[2か月頃]

- ・眠っていて急に鋭い音がすると、ビクツと手足を動かしたりまばたきをする
- ・眠っていて子どもの騒ぐ声や、くしゃみ、時計の音、掃除機などの音に目を覚ます
- ・話しかけると、アーとかウーとか声を出して喜ぶ(またはニコニコする)

[3か月頃]

- ・ラジオの音、テレビの音、コマーシャルなどに顔(または眼)を向けることがある
- ・怒った声や優しい声、歌や音楽に不安げな表情をしたり喜んだり嫌がったりする

[4か月頃]

- ・日常のいろいろな音(玩具・テレビ・楽器・戸の開閉)に関心を示す(振り向く)
- ・名を呼ぶとゆっくりではあるが顔を向ける
- ・人の声(特に聞き慣れた母の声)に振り向く
- ・不意の音や聞き慣れない音、珍しい音にははっきり顔を向ける

[5か月頃]

- ・耳元に目覚まし時計を近づけると、コチコチという音に振り向く
- ・父母や人の声などよく聞き分ける
- ・突然の大きな音や声に、びっくりしてしがみついたり泣き出したりする

[6か月頃]

- ・話しかけたり歌をうたってやるとじっと顔を見ている
- ・声をかけると意図的にさっと振り向く
- ・テレビやラジオの音に敏感に振り向く

[7か月頃]

- ・隣の部屋の物音や、外の動物の鳴き声などに振り向く
- ・話しかけたり歌をうたってやると、じっと口元を見つめ、ときに声を出して応える
- ・テレビのコマーシャルや番組のテーマ音楽の変わり目にパッと振り向く
- ・叱った声（メッ、コラなど）や近くでなる突然の音に驚く（または泣き出す）

[8か月頃]

- ・動物のなき声をまねるとキャッキヤ言って喜ぶ
- ・きげんよく声を出しているとき、まねてやると、またそれをまねて声を出す
- ・ダメッ、コラッなどというとき、手を引っ込めたり泣き出したりする
- ・耳元に小さな音（時計のコチコチ音）などを近づけると振り向く

[9か月頃]

- ・外のいろいろな音（車の音、雨の音、飛行機の音など）に関心を示す（音のほうにはってゆく、または見まわす）
- ・「オイデ」「バイバイ」などの人の言葉（身振りを入れずに言葉だけで命じて）に応じて行動する
- ・隣の部屋で物音をたてたり、遠くから名を呼ぶとはってくる
- ・音楽や、歌をうたってやると、手足を動かして喜ぶ
- ・ちょっとした物音や、ちょっとしたでも変わった音がするとハッと向く

[10か月頃]

- ・「ママ」、「マンマ」または「ネンネ」など、人の言葉をまねていう
- ・気づかれぬようにして、そっと近づいて、ささやき声で名前を呼ぶと振り向く

[11か月頃]

- ・音楽のリズムに合わせて身体を動かす
- ・「・・・チョウダイ」というと、そのものを手渡す
- ・「・・・ドコ？」と聞くと、そちらを見る

[12～15か月頃]

- ・隣の部屋で物音がすると、不思議がって、耳を傾けたり、あるいは合図して教える
- ・簡単な言葉によるいつつけや、要求に応じて行動する
- ・目、耳、口、その他の身体部位をたずねると、指をさす

資料3 スクリーニング検査実施医療機関（産科医療機関等・五十音順）令和2年10月時点

圏域	医療機関名	郵便番号	住所	電話番号
下関	井町産婦人科医院	751-0872	下関市秋根南町2-1-18	083-263-3070
	関門医療センター	752-8510	下関市長府外浦町1-1	083-241-1199
	野口産婦人科医院	759-6614	下関市梶栗町3-7-8	083-258-2277
	藤野産婦人科医院	751-0831	下関市大学町1-4-24	083-252-2200
	やかべ産婦人科医院	751-0873	下関市秋根西町1-6-25	083-257-0303
	山口県済生会下関総合病院	759-6603	下関市安岡町8-5-1	083-262-2300
	山口県済生会豊浦病院	759-6302	下関市豊浦町大字小串7-3	083-774-0511
岩国	岩国医療センター	740-8510	岩国市愛宕町1-1-1	0827-34-1000
	岩国病院	741-0062	岩国市岩国3-2-7	0827-41-0850
	はるなウィメンズクリニック	741-0072	岩国市平田1-28-27	0827-32-7007
柳井	周東総合病院	742-0032	柳井市古開作1000-1	0820-22-3456
周南	梅田病院	743-0022	光市虹ヶ浜3-6-1	0833-71-0084
	賀屋医院	745-0806	周南市桜木3-9-3	0834-29-0077
	田中病院	745-0003	周南市三番町1-12	0834-32-2000
	津永産婦人科	745-0012	周南市川端町2-30	0834-21-8255
	徳山中央病院	745-8522	周南市孝田町1-1	0834-28-4411
	みちがみ病院	743-0023	光市光ヶ丘2-5	0833-72-3332
防府	手山産婦人科	747-0035	防府市栄町1-8-7	0835-22-0188
	山口県立総合医療センター	747-8511	防府市大字大崎10077番地	0835-22-4411
山口	小郡第一総合病院	754-0002	山口市小郡下郷862-3	083-972-0333
	かした産婦人科クリニック	753-0043	山口市宮島町11-2	083-925-7711
	耳鼻咽喉科のはなクリニック	753-0221	山口市大内矢田北6-19	083-941-1133
	ながやレディースクリニック	753-0851	山口市黒川475-1	083-921-7753
	田村産婦人科医院	754-0002	山口市小郡下郷1618	083-972-0347
	山口赤十字病院	753-8519	山口市八幡馬場53-1	083-923-0111
宇部	山陽小野田市民病院	756-0094	山陽小野田市東高泊1863-1	0836-83-2355
	しま産婦人科	755-0047	宇部市島2-1-3	0836-33-1103
	はしもと産婦人科医院	759-0206	宇部市大字東須恵1959-10	0836-45-0355
	針間産婦人科	755-0031	宇部市常盤町2-1-44	0836-21-2373
	山口大学医学部附属病院	755-8505	宇部市南小串1-1-1	0836-22-2111
	山口労災病院	756-0095	山陽小野田市大字小野田1315-4	0836-84-5387
長門	長門総合病院	759-4194	長門市東深川85番地	0837-22-2220
萩	都志見病院	758-0041	萩市大字江向413-1	0838-22-2811
	なかむらレディースクリニック	758-0034	萩市熊谷町108	0838-22-1557

資料4 精密検査実施医療機関（令和2年10月時点）

施設名	山口県済生会下関総合病院							
住所	下関市安岡町8-5-1							
電話番号等	TEL	083-262-2300						
	FAX	083-262-2301						
耳鼻科 受付時間	月・水・金 8:30~11:00							
	「小児難聴外来 毎週金曜日 午後」							
受診・ 相談方法	時間の予約 <u>不可</u>							
	(予約方法：いったん受診していただいてから検査の予約を取ります。)							
精密検査 内 容		OAE	ABR	BOA	COR	遊戯聴 力検査	ピープ ショウ	
補聴器 適合判定医師	あり							
実施している 言語聴覚療法	補聴器のフィッティング（成人のみ）							
	その他の検査（乳幼児の補聴器については、山口県立下関南総合支援学校と連携して対応しています。）							
地 図								

施設名	鼓ヶ浦こども医療福祉センター							
住所	周南市大字久米752-4							
電話番号等	TEL		0834-29-1430					
	FAX		0834-29-5015					
	インターネットホームページ		http://www.tsudumi.jp					
耳鼻科 受付時間	難聴外来 毎週 火・木 9:30~12:00 (予約制)							
受診・ 相談方法	時間の予約 可							
	(予約方法：電話で予約が可能です。)							
精密検査 内 容		OAE	ABR	BOA	COR	遊戯聴 力検査	ピープ ショウ	ASSR
	* 発達検査							
補聴器 適合判定医師	あり							
実施している 言語聴覚療法	<ul style="list-style-type: none"> ・補聴器のフィッティング (小児のみ) ・言語個別訓練 ・言語発達検査 							
	その他の検査 (難聴幼児通園「わかば組」を行っている。)							
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・当院は、小児耳鼻咽喉科のほか、小児神経科、小児整形外科が外来を行い、聴覚障害、発達障害、脳性麻痺、ダウン症など、小児の発達障害全般を対象としています。 ・言語聴覚士のほか、理学療法士、作業療法士、心理療法士が総合的に支援します。 							
地 図	<p>The map illustrates the location of the Tsudumi Children's Medical Welfare Center. It is situated near the intersection of the San'yō Expressway and National Route 2 (Tsudumi Bypass). Key landmarks include Tokuyama Central Hospital, Tokuyama IC, and the center itself. The map also shows the location of Tokuyama Station and Nishiki Station relative to the center.</p>							

施設名	耳鼻咽喉科ののほなクリニック								
住所	山口市大内矢田北6-19-17								
電話番号等	TEL 083-941-1133								
	FAX 083-941-1187								
耳鼻科 受付時間	月・水・金 8:30~12:00、14:00~18:30								
	火 8:30~12:00、14:00~18:00								
	木・土 8:30~12:00 ※日曜日、祝日、第2土曜日、 第2・第3木曜日 は休診								
受診・ 相談方法	時間の予約 可								
	(予約方法：事前の電話等で予約日、時間を決めてください。)								
精密検査 内 容	自動ABR (AABR)	OAE	ABR	BOA	COR	遊戯聴 力検査	ピープ ショウ		
補聴器 適合判定医師	あり								
実施している 言語聴覚療法	<ul style="list-style-type: none"> ・補聴器のフィッティング ・言語個別訓練 ・言語発達検査 								
	その他の検査（発達検査、構音検査、ききとり検査）								
地図									

施設名	山口大学医学部附属病院							
住所	宇部市南小串1-1-1							
電話番号等	TEL 0836-22-2520							
	FAX -							
耳鼻科 受付時間	月～金 8:30～11:00							
受診・ 相談方法	時間の予約 <u>不可</u>							
	(予約方法: -)							
精密検査 内容	自動ABR (AABR)	OAE	ABR	BOA	COR	遊戯聴 力検査	ピープ ショウ	ASSR
補聴器 適合判定医師	あり							
実施している 言語聴覚療法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補聴器のフィッティング ・ 言語個別訓練 ・ 言語発達検査 ・ 人工内耳の調整およびリハビリ 							
地図								

施設名	厚生農業協同組合連合会 長門総合病院						
住所	長門市東深川85番地						
電話番号等	TEL 0837-22-2220						
	FAX 0837-22-6542						
耳鼻科 受付時間	月 13:30~14:00						
	水 12:30~13:00 金 13:30~14:00						
	小児難聴外来 第2、4金曜日 午前（完全予約制）						
受診・ 相談方法	時間の予約 可						
	（予約方法：電話で受付しています。耳鼻科外来が窓口です。）						
精密検査 内 容		OAE	ABR	BOA	COR	遊戯聴 力検査	ピープ ショウ
補聴器 適合判定医師	あり						
実施している 言語聴覚療法	<ul style="list-style-type: none"> ・補聴器のフィッティング（成人のみ） ・言語個別訓練 ・言語発達検査 						
	その他の検査（構音検査、嚥下訓練）						
その他	他医療機関からの紹介等、事前に受診が必要な場合は、耳鼻科外来が窓口ですので電話で予約を取ってください。						
地図							

資料5 教育機関

1 相談機関

教育機関名	郵便番号	住 所	電話番号等
山口県立 下関南総合支援学校 聴覚障害教育センター	751-0828	(県西部) 下関市幡生町1-1-22	TEL 083-232-1431、1455 FAX 083-232-1432 http://www.s-minami-s.ysn21.jp/
山口県立 山口南総合支援学校 聴覚障害教育センター	747-1221	(県中部) 山口市鑄銭司2364-6	TEL 083-986-2007 FAX 083-986-3175 http://www.y-minami-s.ysn21.jp/
山口県立 周南総合支援学校 聴覚障害教育センター	745-0801	(県東部) 周南市久米761番地	TEL 0834-29-1331 FAX 0834-29-3210 http://www.shunan-s.ysn21.jp/

※ 山口南総合支援学校・下関南総合支援学校の様子

(1) 特徴

- ① 医療機関と連携し、聴力検査や補聴器の選択および調整など聴覚管理を行ったり、さまざまな活動を通してことばやコミュニケーションの支援をしたりしていきます。
- ② 集団指導もあるので、保護者同士が子育てや障害についての悩みや疑問を話し合える場があります。幼稚部の保護者と話し合うこともできます。[山口南のみ実施]
- ③ 保護者講座などの保護者対象の学習会や先輩保護者との交流会にも参加できます。
- ④ 一般の保育園や幼稚園とも連絡を取り合っており、入園に当たっての支援をすることが可能です。

(2) 相談の概要

- ① **対象** 聴覚に障害のある乳幼児
- ② **形態** 就学前のお子さんに集団指導や個別指導を行います。
- ③ **目的**
 - ・親子関係の安定を図り、子どもの心身の全面的な発達を促します。
 - ・聴覚活用や言語習得の基礎づくりを行います。
 - ・養育に関する自信と意欲を喚起するような保護者支援を行います。
- ④ **内容（保護者・家族への支援）**
 - ・障害に対する知識と理解（障害の受容に向けて）
 - ・補聴器の機能、使い方、管理方法
 - ・身体障害者手帳による福祉制度や軽度・中等度難聴児補聴器購入費などの助成制度の内容と利用法（手帳の交付、補聴器の交付や修理申請、手当関係など）
 - ・親子のコミュニケーション関係の形成
 - ・保護者同士の連携
 - ・乳幼児への教育的支援
 - ・聴力検査（聴性行動反応聴力検査(BOA)、条件詮索反応聴力検査(COR)、遊戯聴力検査など）

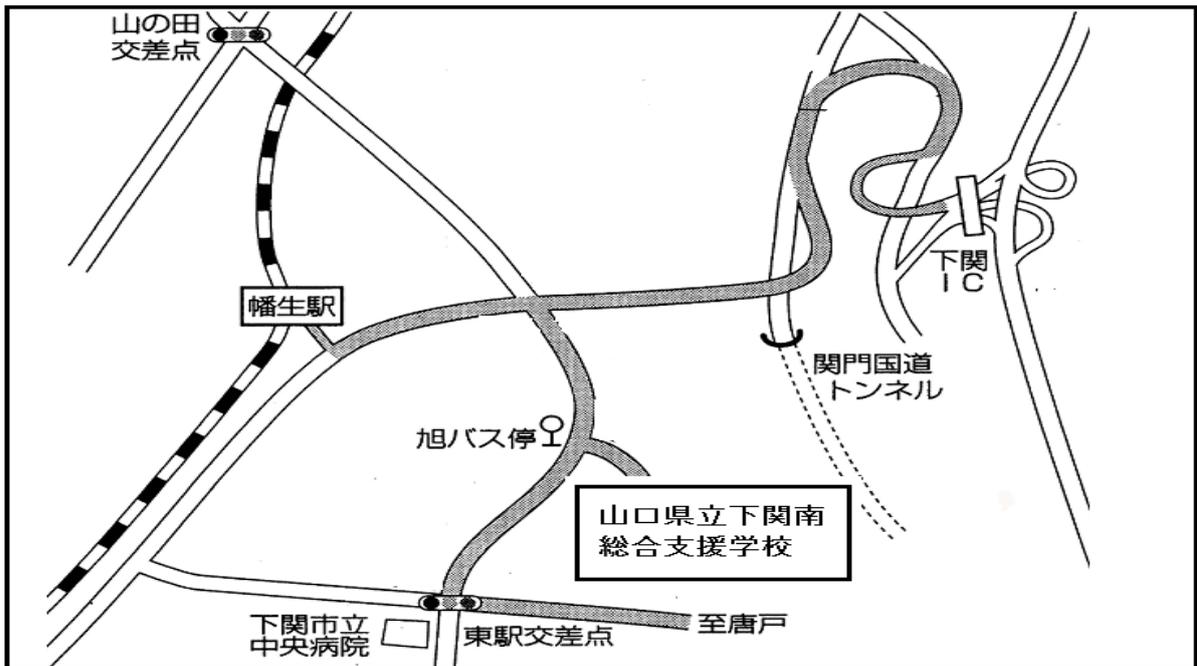
- ・補聴器のフィッティングやことばの聞き取り
- ・課題遊びや自由遊びを通しての言語指導、発音指導
- ・身辺自立に関すること

⑤ その他

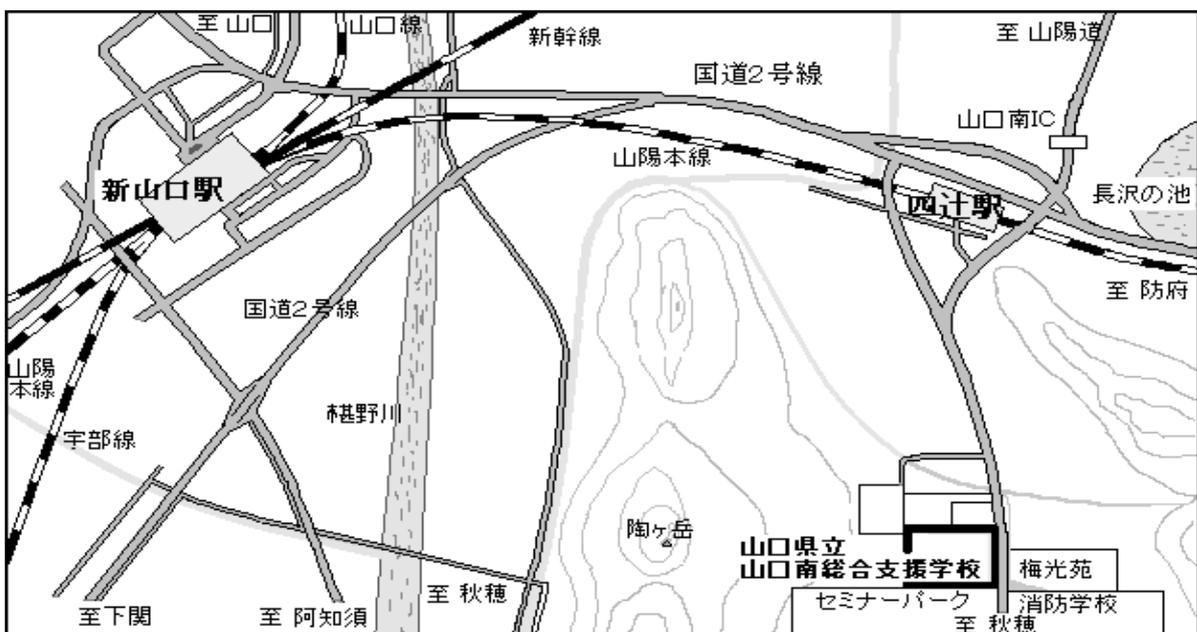
- ・相談はいつでも受け付けます。電話やファックスでご連絡ください。
- ・指導の内容や形態はお子さんの実態にあわせて行います。

3 地図

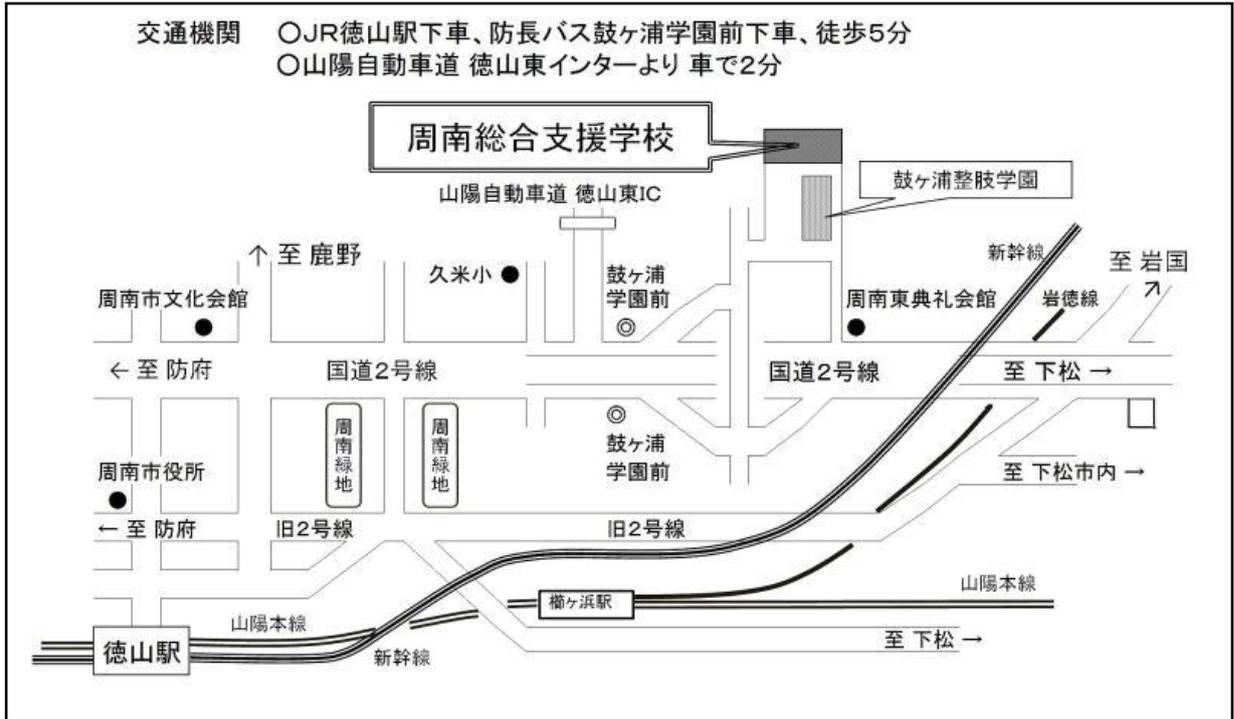
○ 山口県立下関南総合支援学校



○ 山口県山口南総合支援学校



○ 山口県立周南総合支援学校



2 通級指導教室（言語障害） ※令和2年10月時点（市町別・五十音順）

学 校 名	郵便番号	住 所	電話番号	幼児部(名称、TEL)
岩国市立愛宕小学校	740-0032	岩国市尾津町1-1-11	0827-31-7020	
岩国市立岩国小学校	741-0062	岩国市岩国3-1-18	0827-41-0447	
岩国市立玖珂小学校	742-0325	岩国市玖珂町527-2	0827-82-2039	
岩国市立高森小学校	742-0417	岩国市周東町下久原1176	0827-84-0014	
岩国市立東小学校	740-0012	岩国市元町1-9-32	0827-21-2611	
岩国市立平田小学校	741-0072	岩国市平田3-5-1	0827-31-7312	
岩国市立麻里布小学校	740-0022	岩国市山手町1-7-41	0827-21-7111	0827-21-7222 ことば・きこえの教室
岩国市立由宇小学校	740-1428	岩国市由宇町中央2-10-1	0827-63-0410	
柳井市立新庄小学校	742-0033	柳井市新庄2614	0820-22-0597	
柳井市立柳井小学校	742-0021	柳井市柳井3680-4	0820-22-0620	0820-23-1830 ことばの教室
周防大島町立 島中小学校	742-2803	周防大島町土居1300-4	0820-73-0508	
田布施町立麻郷小学校	742-1513	熊毛郡田布施町大字麻郷 2258	0820-52-2210	
平生町立平生小学校	742-1106	熊毛郡平生町大字大野南 83	0820-56-2015	0820-56-7141 (平生町保健センター) ことばの教室
周南市立勝間小学校	745-0612	周南市勝間ヶ丘1-1-1	0833-92-0094	0833-92-0065 ことばの教室
周南市立久米小学校	745-0801	周南市久米3417	0834-29-0204	
周南市立德山小学校	745-0004	周南市毛利町1-1	0834-22-8800	0834-22-8866 ことばの教室
周南市立富田東小学校	746-0013	周南市桶川町2-1	0834-62-2335	0834-62-7300 ことばの教室
光市立浅江小学校	743-0023	光市光ヶ丘2-10	0833-72-0039	
下松市立下松小学校	744-0011	下松市西豊井698	0833-41-0062	0833-43-8950 ことばの教室
光市立光井小学校	743-0011	光市光井4-23-1	0833-72-0001	0833-72-3286 ことばの教室
光市立室積小学校	743-0007	光市室積6-4-1	0833-78-0010	

学 校 名	郵便番号	住 所	電話番号	幼児部
防府市立華浦小学校	747-0816	防府市華浦2-2-2	0835-22-0114	0835-22-3530 通話指導教室幼児部
防府市立佐波小学校	747-0037	防府市八王子2-6-10	0835-22-0728	0835-21-3799 通話指導教室幼児部
防府市立中関小学校	747-0833	防府市浜方746	0835-22-0566	0835-27-0010 通級指導教室幼児部
山口市立阿知須小学校	754-1277	山口市阿知須4251	0836-65-2014	
山口市立大内南小学校	753-0222	山口市大内矢田南2-4-1	083-927-7373	
山口市立大歳小学校	753-0861	山口市矢原1486	083-922-2466	
山口市立小郡小学校	754-0002	山口市小郡下郷254-3	083-973-0408	
山口市立小郡南小学校	754-0013	山口市小郡緑町1-1	083-973-2521	083-973-2578 ことばの教室
山口市立白石小学校	753-0070	山口市白石1-10-1	083-922-0063	083-924-7433 083-924-7435 ことばの教室
山口市立平川小学校	753-0831	山口市平井1675-2	083-922-1789	
山口市立宮野小学校	753-0011	山口市宮野下3017	083-928-0244	
山口市立湯田小学校	753-0063	山口市元町2-26	083-922-0092	
山口市立良城小学校	753-0816	山口市吉敷佐畑3-3-3	083-922-0003	
宇部市東岐波小学校	755-0241	宇部市大字東岐波3853	0836-58-2018	
宇部市立恩田小学校	755-0015	宇部市笹山町1-4-1	0836-21-7291	
宇部市立小野小学校	754-1311	宇部市大字小野8317-2	0836-64-2008	
宇部市立上宇部小学校	755-0076	宇部市大小路3-2-17	0836-21-3159	
宇部市立吉部小学校	757-0401	宇部市大字東吉部3425-1	0836-68-0101	
宇部市立厚南小学校	759-0206	宇部市大字東須恵234	0836-41-8019	0836-41-1500 ことばの教室
宇部市立厚東小学校	759-0121	宇部市大字棚井7-1	0836-62-0008	
宇部市立新川小学校	755-0049	宇部市西小串1-4-25	0836-31-1600	
宇部市立西宇部小学校	759-0207	宇部市大字際波527-1	0836-41-0100	
宇部市立藤山小学校	755-0801	宇部市上条4-4-1	0836-21-9158	
宇部市立二俣瀬小学校	759-0133	宇部市大字車地36	0836-62-0035	
宇部市立船木小学校	757-0216	宇部市大字船木4483	0836-67-0017	
宇部市立岬小学校	755-0026	宇部市松山町5-8-10	0836-31-1260	

学 校 名	郵便番号	住 所	電話番号	幼児部
美祢市立大嶺小学校	759-2212	美祢市大嶺町東分1721	0837-52-0247	
山陽小野田市立 厚狭小学校	757-0001	山陽小野田市大字厚狭 897	0836-72-0049	0836-72-0049 ことばの教室
山陽小野田市立 小野田小学校	756-0806	山陽小野田市中川3-2-1	0836-83-2066	0836-83-2200 ことばの教室
長門市立仙崎小学校	759-4106	長門市仙崎1230	0837-26-0414	
萩市立椿東小学校	758-0011	萩市大字椿東2710-1	0838-25-2135	
萩市立明倫小学校	758-0041	萩市江向602	0838-25-2166	0838-22-5416 ことばの教室
阿武町立阿武小学校	759-3622	阿武郡阿武町奈古2967-1	08388-2-2031	
下関市立江浦小学校	750-0075	下関市彦島江の浦町3-4-1	083-266-0067	083-267-3900 通級指導教室
下関市立小月小学校	750-1135	下関市小月西の台6-1	083-282-0152	083-282-0122 通級指導教室
下関市立熊野小学校	751-0851	下関市熊野西町10-1	083-254-2901	
下関市立誠意小学校	759-6312	下関市豊浦町大字黒井 2200	083-772-0290	083-774-0080 通級指導教室
下関市立名池小学校	750-0011	下関市名池町10-1	083-223-0121	083-223-0121 通級指導教室
下関市立豊浦小学校	752-0966	下関市長府亀の甲2-2-1	083-246-1681	083-246-1233 通級指導教室
下関市立安岡小学校	759-6603	下関市安岡町3-5-5	083-258-0057	
下関市立山の田小学校	751-0837	下関市山の田中央町13-1	083-252-3777	

※ 幼児部に専用電話がある場合は、専用電話番号を記入しています。

3 その他

市町が教育機関以外で実施しているもの

施 設 名	郵便番号	住 所	電話番号	備 考
平生町 幼児ことばの教室	742-1106	平生町大字大野南83 平生町立平生小学校内	0820-56-7141 (平生町保健 センター)	事務局： 平生町保健センター 0820-56-7141
美祢市 ことばの教室幼児部	759-2214	美祢市大嶺町奥分2950-1 (宇部総合支援学校 美祢分教室)	0837-53-1775	事務局： 美祢市社会福祉協議会 0837-52-5222

資料6 地域の支援機関

1 山口県聴覚障害者情報センター

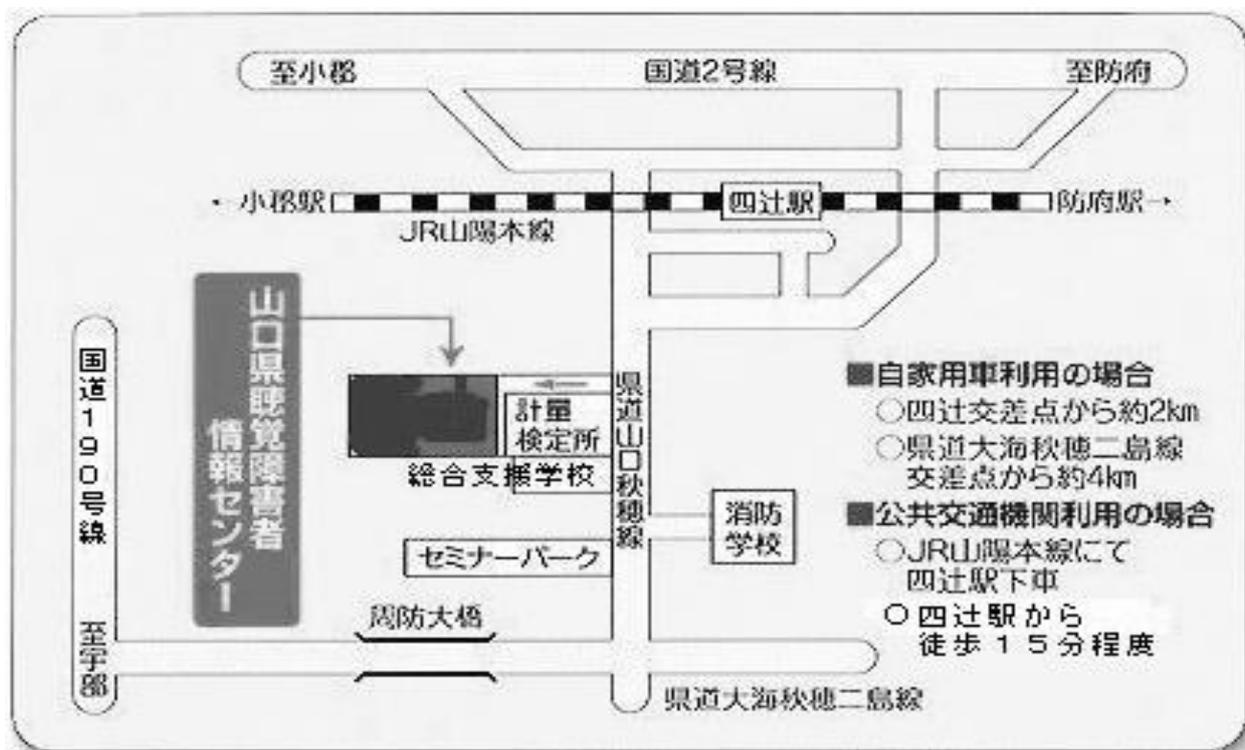
住 所	郵便番号	連絡先
山口市鑄銭司南原2364-1	747-1221	TEL 083-985-0611 FAX 083-985-0613 e-mail lookym33@c-able.ne.jp ホームページ http://www.c-able.ne.jp/~lookym33/

(1) 業務の概要

- ① 専門性の高い意思疎通支援者の養成等
- ② 字幕・手話入り映像の制作・貸出
- ③ 情報機器の利用・貸出、電話等通信リレーサービス
- ④ 聴覚障害者の生活相談、きこえ相談
- ⑤ 聴覚障害者の文化、学習、レクリエーション活動の支援

(2) 利用について

- ① 開館時間 9時～17時（土日は9時～21時まで）
- ② 休館日 水曜日、国民の祝日、年末年始（12月28日から1月4日）
- ③ 利用料 聴覚障害者や関係団体などの利用は無料



2 児童相談所

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	管内市町
中央児童相談所 (福祉総合相談センター内)	753-0814	山口市吉敷下東4-17-1	083-902-2189	防府市・山口市・美祢市
岩国児童相談所	740-0016	岩国市三笠町1-1-1	0827-29-1513	岩国市・和木町・柳井市・周防大島町・上関町・田布施町・平生町
周南児童相談所	745-0836	周南市慶万町2-13	0834-21-0554	光市・下松市・周南市
宇部児童相談所	755-0033	宇部市琴芝町1-1-50	0836-39-7514	宇部市・山陽小野田市
下関児童相談所	751-0823	下関市貴船町3-2-2	083-223-3191	下関市
萩児童相談所	758-0041	萩市江向河添沖田531-1	0838-22-1150	萩市・長門市・阿武町

3 健康福祉センター等

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	管内市町
下関市立下関保健所	750-8521	下関市南部町1-1	083-231-1426	下関市
岩国健康福祉センター	740-0016	岩国市三笠町1-1-1	0827-29-1523	岩国市・和木町
柳井健康福祉センター	742-0031	柳井市南町3-9-3	0820-22-3631	柳井市 上関町・田布施町 平生町・周防大島町
周南健康福祉センター	745-0004	周南市毛利町2-38	0834-33-6425	光市・下松市・ 周南市
山口健康福祉センター	753-8588	山口市吉敷下東3-1-1	083-934-2531	山口市
山口健康福祉センター 防府支所	747-0801	防府市駅南町13-40	0835-22-3740	防府市
宇部健康福祉センター	755-0033	宇部市琴芝町1-1-50	0836-31-3202	宇部市・山陽小野田 市・美祢市
長門健康福祉センター	759-4101	長門市東深川1344-1	0837-22-2811	長門市
萩健康福祉センター	758-0041	萩市江向河添沖田531-1	0838-25-2669	萩市・阿武町
山口県健康福祉部 こども政策課 保育・母子保健班	753-8501	山口市滝町1-1	083-933-2947	

4 市町母子保健担当課

母子保健担当施設・課名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX
下関市健康推進課	750-8521	下関市南部町1-1	083-231-1447	083-235-3901
岩国市保健センター	740-0021	岩国市室の木町3-1-11	0827-24-3751	0827-22-8588
和木町保健相談センター	740-0061	和木町和木2-15-1	0827-52-7290	0827-53-3441
柳井市保健センター	742-0031	柳井市南町6-12-1	0820-23-1190	0820-23-3723
上関町保健福祉課	742-1402	上関町長島583-1	0820-62-0184	0820-62-1541
田布施町保健センター	742-1511	田布施町下田布施2110-1	0820-52-4999	0820-52-4988
平生町保健センター	742-1102	平生町大字平生村178	0820-56-7141	0820-56-0200
周防大島町健康増進課	742-2803	周防大島町大字土居 1325-1	0820-73-5511	0820-73-0090
下松市健康増進課	744-0025	下松市中央町21-1	0833-41-1234	0833-44-2304
光市健康増進課	743-0011	光市光井2-2-1 あいばーく光	0833-74-3007	0833-74-3072
周南市徳山保健センター	745-0005	周南市児玉町1-1	0834-22-8550	0834-22-8555
防府市保健センター	747-0805	防府市鞠生町12-1	0835-24-2161	0835-25-4963
山口市保健センター	753-0079	山口市糸米2-6-6	083-921-7085	083-925-2214
宇部市こども・若者応援課	755-0033	宇部市琴芝町2-4-25	0836-31-1732	0836-21-6020
山陽小野田市保健センター	757-8634	山陽小野田市大字鴨庄94	0836-71-1814	0836-73-1879
美祢市保健センター	759-2212	美祢市大嶺町東分345-1	0837-53-0304	0837-53-1099
長門市保健センター	759-4192	長門市東深川1326-6	0837-23-1133	0837-23-1168
萩市健康増進課	758-8555	萩市大字江向510	0838-26-0500	0838-25-9700
阿武町健康福祉課	759-3622	阿武町奈古2636	08388-2-3113	08388-2-2090

5 市町障害福祉担当課

障害福祉担当課名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX
下関市障害者支援課	750-8521	下関市南部町1-1	083-231-1920	083-222-3180
岩国市障害者支援課	740-8585	岩国市今津町1-14-51	0827-29-2522	0827-22-2814
和木町保健福祉課	740-8501	和木町和木1-1-1	0827-52-2195	0827-52-7277
柳井市社会福祉課	742-8714	柳井市南町1-10-2	0820-22-2111 (内線191)	0820-23-7566
上関町保健福祉課	742-1402	上関町長島583-1	0820-62-0184	0820-62-1541
田布施町町民福祉課	742-1592	田布施町下田布施3440-1	0820-52-5810	0820-52-5967
平生町町民福祉課	742-1195	平生町大字平生町210-1	0820-56-7113	0820-56-5603
周防大島町福祉課	742-2806	周防大島町西安下庄 3920-21	0820-77-5505	0820-77-5111
下松市福祉支援課	744-8585	下松市大手町3-3-3	0833-45-1835	0833-41-6220
光市福祉総務課	743-0011	光市光井2-2-1 あいばーく光	0833-74-3001	0833-74-3070
周南市障害者支援課	745-8655	周南市岐山通1-1	0834-22-8387	0834-22-8464
防府市障害福祉課	747-8501	防府市寿町7-1	0835-25-2387	0835-25-2539
山口市障がい福祉課	753-8650	山口市亀山町2-1	083-934-2794	083-934-4142
宇部市障害福祉課	755-8601	宇部市常盤町1-7-1	0836-34-8314	0836-22-6052
山陽小野田市障害福祉課	756-8601	山陽小野田市日の出1-1-1	0836-82-1170	0836-82-1210
美祢市地域福祉課	759-2292	美祢市大嶺町東分326-1	0837-52-5227	0837-52-1490
長門市地域福祉課	759-4192	長門市東深川1339-2	0837-23-1243	0837-22-3680
萩市福祉支援課	758-8555	萩市大字江向510	0838-25-3523	0838-25-5103
阿武町健康福祉課	759-3622	阿武町奈古2636	08388-2-3115	08388-2-2090

6 自助グループ

たまご会

たまご会は、県内の難聴児とその保護者が集まって、新しい友達に出会ったり、自分の障害について考えたりするきっかけとなることを目的に、平成20年から始まった難聴児のための交流活動です。

現在は、年1回、下記のような講演会を開催し、補聴器や人工内耳についての新しい知識を勉強したり、難聴児が、保育園や幼稚園、小学校や中学校で、どのような配慮や支援を受けることができるか、などを勉強しています。

また、講演会の後は、交流会を開催し、難聴児同士や保護者同士のつながりを深めると共に、補聴器や人工内耳で困っている問題などをみんなで話し合うようにしています。

<最近の講演会>

2019年 「当院の人工聴覚器医療について」

山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科学

准教授 菅原 一真 先生

2020年 「ともに学び ともに生きる」

～聴覚障害があっても社会で不利にならない～

山口県立周南総合支援学校 聴覚障害教育センター

地域コーディネーター 住田 千賀子 先生

お問い合わせ

鼓ヶ浦こども医療福祉センター耳鼻咽喉科 池田卓生

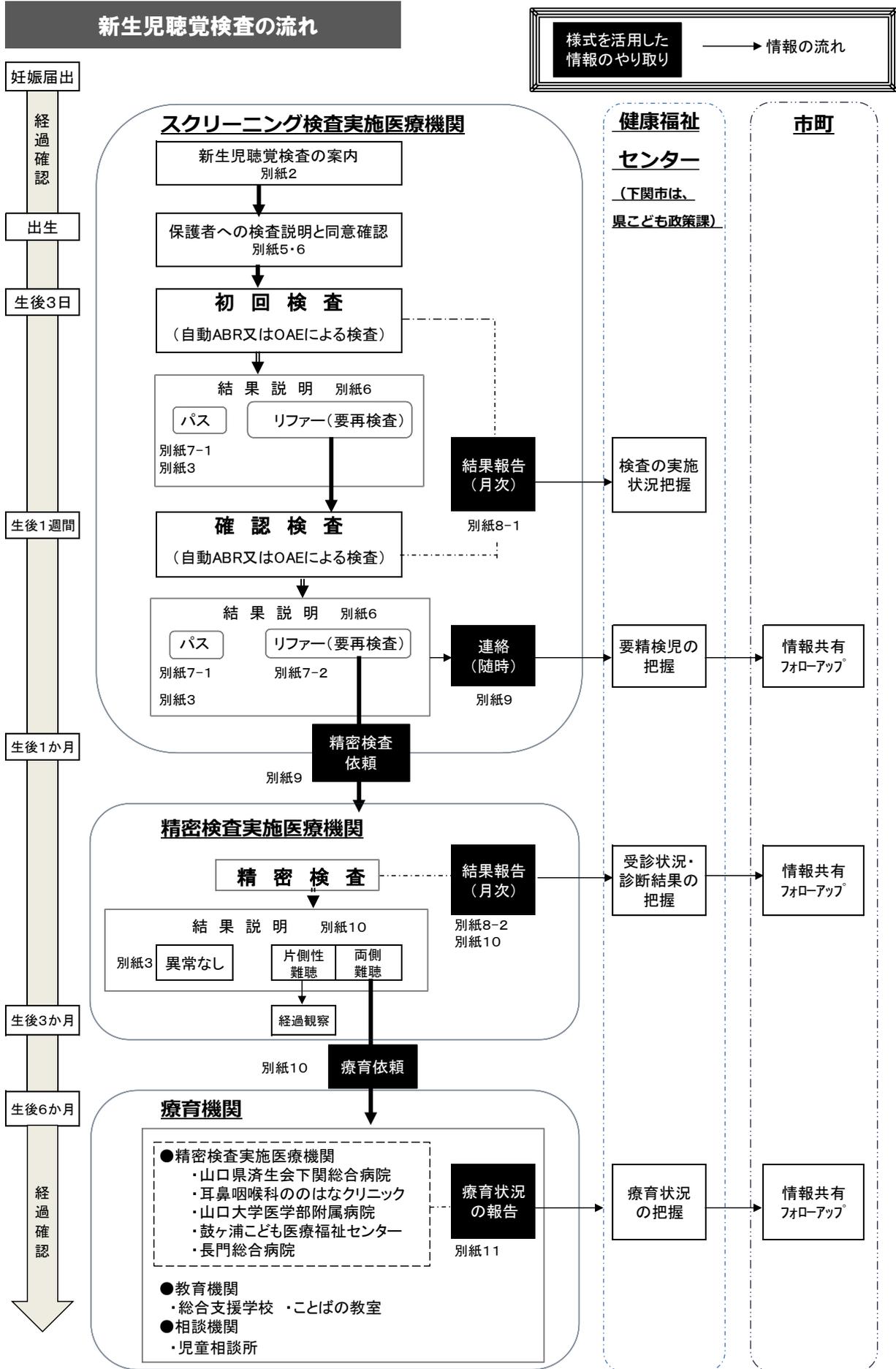
Tel 0834-29-1430 Fax 0834-29-5015

メールアドレス tamagokai_yamaguchi@yahoo.co.jp

関係様式

- ① 別紙 1 新生児聴覚検査の流れ
- ② 別紙 2 赤ちゃんの耳のきこえ（聴覚）の検査について ～保護者の方へ～
- ③ 別紙 3 お子さんにはお母さんの声が聞こえていますか？
～家庭でできる耳のきこえと言葉の発達のチェック～
- ④ 別紙 4 新生児聴覚検査事業委託申請書
- ⑤ 別紙 5 新生児聴覚検査申込説明書（同意説明書）
- ⑥ 別紙 6 新生児聴覚検査申込書（同意書）
- ⑦ 別紙 7 - 1 「パス（反応あり）」の方へ
- ⑧ 別紙 7 - 2 「リファー（要再検査）」の方へ
- ⑨ 別紙 8 - 1 新生児聴覚検査実施報告書
- ⑩ 別紙 8 - 2 精密検査実施報告書
- ⑪ 別紙 9 新生児聴覚検査要精密検査児連絡票
- ⑫ 別紙 10 新生児聴覚検査要療育児連絡票（療育機関・行政用、保護者用）
- ⑬ 別紙 11 新生児聴覚検査療育支援の状況等報告書
- ⑭ 別紙 12 新生児聴覚検査 Q & A ～検査従事者、保健師等の方々へ～

別紙 1



赤ちゃんの耳のきこえ（聴覚）の検査について ～保護者の方へ～

生まれてきた赤ちゃんの健やかな成長はみんなの願いです。しかし、生まれてくる赤ちゃん1,000人のうち、1～2人は、生まれつき耳のきこえに障害があるといわれています。その場合には、早く発見して、適切な援助をしてあげることが赤ちゃんの心と心の成長のためにはとても重要です。

この検査は、山口県の協力要請により、生まれたばかりの赤ちゃんを対象に、耳のきこえを調べるものです。生まれたときに、耳のきこえに異常がないことを確認する意味でも、この検査を受けられることをおすすめします。

・ どんな検査ですか？

眠っている赤ちゃんに、刺激音を聴かせて、脳から出る微弱な反応波で耳のきこえを判定する検査です。数分間で安全に行える検査で、赤ちゃんは何の痛みも感じませんし、副作用もありません。また、薬も使いません。

検査結果は「パス（反応あり）」あるいは「リファー（要再検査）」のいずれかです。

・ 生まれたばかりの赤ちゃんが検査を受けるのはなぜですか？

聴覚に障害がある赤ちゃんのうち、半分の赤ちゃんは聴覚の障害以外には外見上、何の異常もなく健康です。

このため、検査を行い聞こえづらさを早く発見することで訓練の効果が期待できるのです。

自然に眠っている時間が長い新生児期に検査することで検査がしやすく、お産の入院中に結果がわかります。

・ 検査の結果が「リファー（要再検査）」であった場合は？

検査の結果が「リファー（要再検査）」であった場合でも、ただちに耳のきこえが悪いことを意味するものではありません。

生まれたばかりの赤ちゃんは、耳のきこえが正常でも耳の中に液体が残っていて、検査に合格しないことがあります。

また、検査のときに泣いたり、動いたりして、うまく判定できなかった可能性もありますので、さらに詳しい聴力検査を受けていただくことが必要です。主治医の先生からお話をお聴きください。

・ 検査の結果が「パス（反応あり）」の場合、一生、耳のきこえの心配はありませんか？

検査に合格した場合でも、成長の過程で中耳炎やおたふくかぜなど、あとになって耳のきこえが悪くなる場合もあります。

別紙の家庭でできる耳のきこえと言葉の発達のチェックリスト「お子さんにはお母さんの声が聞こえていますか？」を参考に、お子さんの聴覚の発達を確認してください。これは耳のきこえだけでなく、赤ちゃんの健やかな成長を見守るうえでも重要です。

・ 費用はいくらかかりますか？

費用は、検査を行う医療機関が定めていますので、主治医の先生から説明をお聴きください。なお、この検査の結果は、山口県に報告されます。また、「リファー（要再検査）」の場合、精密検査をもれなく受けたか、聴覚障害と診断されたお子さんが適切な療育を受けているかなどを確認するために、関係医療機関、健康福祉センター（保健所）、児童相談所、療育施設などから問い合わせをすることがあります。

この検査を希望され、「新生児聴覚検査申込書（同意書）」をお読みのうえ、山口県への報告などに同意していただける場合は、ご署名をお願いします。なお、この情報は他の目的には使用することはありません。また、同意されない場合でも、医療上の不利益を生じることはありません。

お問い合わせは ○○健康福祉センター（保健所）の母子保健担当です。

電話 ○○○-○○○-○○○○

FAX ○○○-○○○-○○○○ 電子メール ○○○○○○

お子さんにはお母さんの声が聞こえていますか？ ～家庭でできる耳のきこえと言葉の発達のチェック～

赤ちゃんはことばをしゃべれなくても、いろいろな音を聞いたり、声を出したりして、話し始めるための準備をしています。進行性聴覚障害や中耳炎などによって、生まれたときは正常でも、後になって耳のきこえが悪くなることがあります。耳のきこえに異常がないかどうか、注意を続けることはお子さんの健全な成長のためには重要なことです。

このリストは各項目の耳のきこえとことばの発達を月齢ごとに書き出してあります。お子様ができる項目をチェックしてみてください。各月齢でチェックした項目が半分以下の場合、個人差がありますのでぐにおかしいとはいえませんが、念のため、かかりつけの医師に相談してみてください。

(田中・進藤式)

家庭でできる耳のきこえと言葉の発達のチェックリスト

[0か月頃]

- () 突然の音にビクッとする
- () 突然の音にまぶたをぎゅっと閉じる
- () 眠っているときに突然大きな音がするとまぶたが開く

[1か月頃]

- () 突然の音にビクッとして手足を伸ばす
- () 眠っていて突然の音に目を覚ますか、または泣き出す
- () 目が開いているときに急に大きな音がするとまぶたを閉じる
- () 泣いているとき、または動いているとき声をかけると泣きやむか動作を止める
- () 近くで声をかけると（またはガラガラを鳴らす）ゆっくり顔を向けることがある

[2か月頃]

- () 眠っていて急に鋭い音がすると、ビクッと手足を動かしたりまばたきをする
- () 眠っていて子どもの騒ぐ声や、くしゃみ、時計の音、掃除機などの音に目を覚ます
- () 話しかけると、アーとかウーとか声を出して喜ぶ（またはニコニコする）

[3か月頃]

- () ラジオの音、テレビの音、コマーシャルなどに顔（または眼）を向けることがある
- () 怒った声や優しい声、歌や音楽に不安げな表情をしたり喜んだり嫌がったりする

[4か月頃]

- () 日常のいろいろな音（玩具・テレビ・楽器・戸の開閉）に関心を示す（振り向く）
- () 名を呼ぶとゆっくりではあるが顔を向ける
- () 人の声（特に聞き慣れた母の声）に振り向く
- () 不意の音や聞き慣れない音、珍しい音にははっきり顔を向ける

[5か月頃]

- () 耳元に目覚まし時計を近づけると、コチコチという音に振り向く
- () 父母や人の声などよく聞き分ける
- () 突然の大きな音や声に、びっくりしてしがみついたり泣き出したりする

[6か月頃]

- () 話しかけたり歌をうたってやるとじっと顔を見ている
- () 声をかけると意図的にさっと振り向く
- () ラジオやテレビの音に敏感に振り向く

[7か月頃]

- () 隣の部屋の物音や、外の動物の鳴き声などに振り向く
- () 話しかけたり歌をうたってやると、じっと口元を見つめ、時に声を出して応える
- () テレビのコマーシャルや番組のテーマ音楽の変わり目にパッと振り向く
- () 叱った声（メツ、コラなど）や近くでなる突然の音に驚く（または泣き出す）

[8か月頃]

- () 動物のなき声をまねるとキャッキヤ言って喜ぶ
- () きげんよく声を出しているとき、まねてやると、またそれをまねて声を出す
- () ダメツ、コラッなどというと、手を引っ込めたり泣き出したりする
- () 耳元に小さな声（時計のコチコチ音）などを近づけると振り向く

[9か月頃]

- () 外のいろいろな音（車の音、雨の音、飛行機の音など）に関心を示す（音のほうにはってゆく、または見まわす）
- () 「オイデ」「バイバイ」などの人の言葉（身振りを入れずに言葉だけで命じて）に応じて行動する
- () 隣の部屋で物音をたてたり、遠くから名を呼ぶとはってくる
- () 音楽や、歌をうたってやると、手足を動かして喜ぶ
- () ちょっとした物音や、ちょっとでも変わった音がするとハッと向く

[10か月頃]

- () 「ママ」、「マンマ」または「ネンネ」など、人の言葉をまねていう
- () 気づかれぬようにして、そっと近づいて、ささやき声で名前を呼ぶと振り向く

[11か月頃]

- () 音楽のリズムにあわせて身体を動かす
- () 「・・・チョウダイ」というと、そのものを手渡す
- () 「・・・ドコ？」と聞くと、そちらを見る

[12～15か月頃]

- () 隣の部屋で物音がすると、不思議がって、耳を傾けたり、あるいは合図して教える
- () 簡単な言葉によるいいつけや、要求に応じて行動する
- () 目、耳、口、その他の身体部位をたずねると、指をさす

新生児聴覚検査事業委託申請書

年 月 日

山口県知事 様

住所

医療機関名

代表者

新生児聴覚検査事業を受託したいので、下記の資料を添えて申請します。

記

1 聴覚検査を行う機器の機種および型

自動聴性脳幹反応検査（自動ABR） _____

耳音響放射検査（OAE） _____

2 検査実施担当者

医師 ・ 助産師 ・ 看護師 ・ 臨床検査技師 ・ 言語聴覚士 ・ その他

3 実績（ 年 月～ 年 月）

（1）検査件数 _____ 件

（内訳）
初回検査 _____ 件
確認検査 _____ 件

（2）要再検者 _____ 件

（3）出生数 _____ 件

※記入上の留意事項

- ・ あてはまる項目に○をつけ、必要事項を記入してください。
- ・ 3（3）の項目については、新生児聴覚検査実施医療機関のみ御記入ください。

新生児聴覚検査申込説明書（同意説明書）

新生児聴覚検査は、聴覚障害を早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な療育（治療と教育）を提供できるようにするため、新生児を対象に行う「耳のきこえ」の検査です。

検査を受けるか否かは、保護者の方のご希望によります。

以下の項目をお読みいただき、「希望します・希望しません」と「同意します・同意しません」のいずれかを○で囲んでご署名ください。

個人情報、プライバシーを侵害することのないように、厳重に管理します。

この検査は、検査体制の整っている医療機関が行うものです。

山口県は、医療機関、療育機関、健康福祉センター（保健所）、市町などの関係機関と連携し、この検査の問題点や実施方法、聴覚障害を認めた場合や疑いがある場合のフォローアップ体制などについて検討するため、新生児聴覚検査のデータ収集を行うものです。

記

1. 新生児聴覚検査を行う医療機関が、検査の件数と結果を山口県に報告します。
2. 検査結果が「要精検」の場合には、新生児聴覚検査を行う医療機関が、**精密医療機関に対して、聴覚障害リスク因子の有無、氏名、生年月日、性別、出生体重、保護者の氏名、現住所を紹介するとともに、同様の内容を健康福祉センターにも報告します。**
3. 健康福祉センターは、検査結果が「リファー（要再検査）」の場合、お住まいの市町とともに、お子様に対するフォローアップ（精密検査の実施の有無や、聴覚障害またはその疑いがあると診断された場合にはお子さまの療育の有無を確認し、助言や指導を行うこと）を行うため、市町に連絡し、また、精密医療機関、療育機関などの**関係機関と連携を図ります。**
4. 今後、山口県は、全新生児を対象とする新生児聴覚検査に適した方法や実施体制などを検討するため、検査結果を分析し、追跡調査を行います
5. 検査結果が「パス（反応あり）」であった場合でも、聴覚が正常であることを100%保証するものではありません。

新生児聴覚検査申込書（同意書）

山口県知事 様
山口県内の市町長 様
新生児聴覚検査を行う医療機関の長 様

別紙の新生児聴覚検査申込説明書(同意説明書)により、私の子どもが新生児聴覚検査を受けることを（いずれかに○をつけてください。）

- ・希望します
- ・希望しません

また、申込説明書の1～5項目について（いずれかに○をつけてください。）

- ・すべての項目に同意します
- ・同意できない項目（ 番）があります

(署名欄) ※ ここは保護者の方がご記入ください。

日 時	年	月	日
保護者氏名			
住所（連絡先）			
TEL			
赤ちゃんのお名前		出生体重	g
赤ちゃんの生年月日	年	月	日
		性別：	男 ・ 女

新生児聴覚検査の結果

あなたのお子様の〔自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）・耳音響放射検査（OAE）〕による新生児聴覚検査〔初回検査： 年 月 日（日齢 ）に実施〕の結果は、

右耳： パス（反応あり） リファア（要再検査）
左耳： パス（反応あり） リファア（要再検査） でした。

また、確認検査〔 年 月 日（日齢 ）に実施〕の結果は、

右耳： パス（反応あり） リファア（要再検査）
左耳： パス（反応あり） リファア（要再検査） でした。

新生児聴覚検査（初回検査・確認検査）で「パス（反応あり）」の場合、現時点で耳のきこえには異常ありません。

確認検査で「リファア（要再検査）」の場合、ただちに耳のきこえが悪いわけではありませんが、詳しい検査をする必要がありますので、精密医療機関で必ずもう一度、検査を受けてください。なお、受診時に、この紙を持参して提示してください。

新生児聴覚検査実施医療機関名

「パス（反応あり）」の方へ

新生児聴覚検査に合格した赤ちゃんの場合でも、成長過程で中耳炎などによる聴覚障害や、その後きこえが悪くなる進行性聴覚障害などが起こる可能性があります。

また、まれに検査機器の精度の限界により、難聴を見落とす可能性も否定できません。

このため、妊娠や出産届のときに配布している『家庭でできる耳のきこえと言葉の発達のチェックリスト』（下記内容）を参考に、これからもお子さんの耳のきこえ（聴覚）の発達に注意してください。

家庭でできる耳のきこえと言葉のチェックリスト

- [0か月頃] () 突然の音にビクッとする
 () 突然の音にまぶたをぎゅっと閉じる
 () 眠っているときに突然大きな音がするとまぶたが開く
- [1か月頃] () 突然の音にビクッとして手足を伸ばす
 () 眠っていて突然の音に目を覚ますか、または泣き出す
 () 目が開いているときに急に大きな音がするとまぶたが閉じる
 () 泣いているとき、または動いているとき声をかけると、泣きやむか動作を止める
 () 近くで声をかけると（またはガラガラを鳴らす）ゆっくり顔を向けることがある
- [2か月頃] () 眠っていて急に鋭い音がすると、ビクッと手足を動かしたりまばたきをする
 () 眠っていて子どもの騒ぐ声や、くしゃみ、時計の音、掃除機などの音に目を覚ます
 () 話しかけると、アーとかウーとか声を出して喜ぶ（またはニコニコする）
- [3か月頃] () ラジオの音、テレビの音、コマーシャルなどに顔（または眼）を向けることがある
 () 怒った声や優しい声、歌や音楽に不安そうな表情をしたり、喜んだり嫌がったりする
- [4か月頃] () 日常のいろいろな音（玩具・テレビ・楽器・戸の開閉）に関心を示す（振り向く）
 () 名を呼ぶとゆっくりではあるが顔を向ける
 () 人の声（特に聞き慣れた母の声）に振り向く
 () 不意の音や聞き慣れない音、珍しい音にははっきり顔を向ける
- [5か月頃] () 耳元に目覚まし時計を近づけると、コチコチという音に振り向く
 () 父母や人の声などよく聞き分ける
 () 突然の大きな音や声に、びっくりしてしがみついたり泣き出したりする
- [6か月頃] () 話しかけたり歌をうたってやるとじっと顔をみている
 () 声をかけると意図的にさっと振り向く
 () ラジオやテレビの音に敏感に振り向く
- [7か月頃] () 隣の部屋の物音や、外の動物の鳴き声などに振り向く
 () 話しかけたり歌をうたってやると、じっと口元を見つめ、ときに声を出して応える
 () テレビのコマーシャルや番組のテーマ音楽の変わり目にパッと振り向く
 () 叱った声（メッ、コラなど）や近くでなる突然の音に驚く（または泣き出す）
- [8か月頃] () 動物のなき声をまねるとキャッキヤ言って喜ぶ
 () きげんよく声を出しているとき、まねてやると、またそれをまねて声を出す
 () ダメッ、コラッなどという、手を引っ込めたり泣き出したりする
 () 耳元に小さな声（時計のコチコチ音）などを近づけると振り向く
- [9か月頃] () 外のいろいろな音（車の音、雨の音、飛行機の音など）に関心を示す（音のほうにはってゆく、または見まわす）
 () 「オイデ」「バイバイ」などの人の言葉（身振りを入れずに言葉だけで命じて）に応じて行動する
 () 隣の部屋で物音をたてたり、遠くから名を呼ぶとはってくる
 () 音楽や、歌をうたってやると、手足を動かして喜ぶ
 () ちょっとした物音や、ちょっとしたでも変わった音がするとハッと向く
- [10か月頃] () 「ママ」、「マンマ」または「ネンネ」など、人の言葉をまねていう
 () 気づかれぬようにして、そっと近づいて、ささやき声で名前を呼ぶと振り向く
- [11か月頃] () 音楽のリズムに合わせて身体を動かす
 () 「・・・チョウダイ」というと、そのものを手渡す
 () 「・・・ドコ？」と聞くと、そちらを見る
- [12～15か月頃] () 隣の部屋で物音がすると、不思議がって、耳を傾けたり、あるいは合図して教える
 () 簡単な言葉によるいつけや、要求に応じて行動する
 () 目、耳、口、その他の身体部位をたずねると、指をさす (田中・進藤式)

「リファー（要再検査）」の方へ

今回、お子さんに行った新生児聴覚検査の結果は、「リファー（要再検査）」でしたが、これはただちに、耳のきこえが悪いことを意味するものではありません。

生まれたばかりの赤ちゃんは、まだ耳の中に液体が残っていて、この新生児聴覚検査で「リファー（要再検査）」となることがあります。検査のときに泣いたり、動いたりして、うまく判定できなかった可能性もあります。

また、生まれたばかりの頃は音への反応が弱く、聞こえていないかもしれないと思われる赤ちゃんも、月数がたって成長してから反応がはっきりしてくる場合があります。

（※難聴児の割合は、1,000人の赤ちゃんのうちの1～2人です。）

耳のきこえを確認するため、必ず、詳しい聴力検査（精密検査）を受けていただくことが必要です。

精密検査を受けるまでのあいだ、特別なことをする必要はありません。

心をこめて赤ちゃんを世話し、目を合わせたり肌で触れあいながら語りかけてください。

そして、笑顔や泣き声で示す赤ちゃんの気持ちを、思いきり受け止めてあげてください。

乳児の聴覚について専門的な設備およびスタッフが揃っている下記の医療機関をご紹介しますので、生後3か月以内に受診してください。

なお、県外の精密聴力検査機関は、日本耳鼻咽喉科学会ホームページで検索できます。

(<http://www.jibika.or.jp/>)

（日本耳鼻咽喉科学会新生児聴覚スクリーニング後の精密聴力検査機関リスト）

医療機関名	住所	TEL
山口県済生会下関総合病院 耳鼻咽喉科	下関市安岡町8-5-1	083-262-2300
耳鼻咽喉科ののほなクリニック	山口市大内矢田北6-19-17	083-941-1133
山口大学医学部附属病院 耳鼻咽喉科	宇部市南小串1-1-1	0836-22-2520
鼓ヶ浦こども医療福祉センター 耳鼻咽喉科	周南市久米752-4	0834-29-1430
長門総合病院 耳鼻咽喉科	長門市東深川85	0837-22-2220

※ 耳のきこえについて、生後6か月までに適切な医療や訓練を受けることで、お子さんのことばの獲得に効果が見られるといわれています。

新生児聴覚検査実施報告書

年 月 日

山口県知事 様

(聴覚検査実施医療機関)

住所

医療機関名

代表者

年 月分の検査結果は、下記のとおりでしたので報告します。

記

- | | | |
|---|---------------------|--------|
| 1 | 検査件数 (延数) | _____件 |
| | (内訳) | |
| | 初回検査 | _____件 |
| | 確認検査 | _____件 |
| 2 | 精密検査 (精密医療機関紹介者) | _____件 |
| 3 | 健康福祉センター (保健所) への連絡 | _____件 |
| 4 | 当該月出生数 | _____件 |

精密検査実施報告書

年 月 日

山口県知事 様

(精密検査実施医療機関)

住所

医療機関名

代表者

年 月分の検査結果は、下記のとおりでしたので報告します。

記

- 1 精密検査件数 _____ 件
- 2 難聴（疑い）児 _____ 件
 - (内訳)
 - 片側性 _____ 件
 - 両側性 _____ 件
- 3 健康福祉センター（保健所）への連絡 _____ 件
- 4 療育機関への連絡 _____ 件

新生児聴覚検査要精密検査児連絡票

精密検査実施医療機関の長
健康福祉センター(保健所) 所長 様
山口県内の市町長

年 月 日

(新生児聴覚検査実施医療機関)

住所

医療機関名

連絡者

今後の精密検査(指導)をお願いしたいので連絡します。

保護者のお名前

保護者の現住所

TEL :

赤ちゃんのお名前

性別 : 男・女

赤ちゃんの生年月日

年 月 日

出生体重 : g

新生児聴覚検査(初回検査)を 年 月 日に(自動ABR・OAE)で実施し、
確認検査を 年 月 日に(自動ABR・OAE)で実施した最終的な結果は、

右耳 パス(反応あり)・リファー(要再検査) (dB)

左耳 パス(反応あり)・リファー(要再検査) (dB) でした

リスク因子番号 ()

- 1 極低出生体重児(1,500g未満)
- 2 重症仮死(アプガースコア1分 4点以下)
- 3 高ビリルビン血症(交換輸血の考慮例)
- 4 子宮内感染(風疹、トキソプラズマ、梅毒等)
- 5 頭頸部の奇形
- 6 聴覚障害合併が知られている先天異常症候群
- 7 細菌性髄膜炎
- 8 先天性聴覚障害の家族歴
- 9 聴神経毒性薬剤使用(3日間以上)
- 10 人工換気療法(5日間以上)

検査の経緯、今後の方針等

新生児聴覚検査要療育児連絡票

健康福祉センター（保健所） 所長
 山口県内の市町長 様
 療育機関の長
 保護者

年 月 日

(精密検査実施医療機関)
 住所
 医療機関名
 連絡者

今後の指導（療育指導）をお願いしたいので連絡します。

保護者のお名前

保護者の現住所

TEL :

赤ちゃんのお名前

性別： 男・女

赤ちゃんの生年月日

年 月 日

出生体重： g

精密検査（方法：ABR・その他〔 〕）を 年 月 日に
 実施した結果は、

右耳 難聴なし ・ 難聴あり (dB)
 左耳 難聴なし ・ 難聴あり (dB)

リスク因子番号 ()

- 1 極低出生体重児 (1,500 g 未満)
- 2 重症仮死 (アプガースコア1分 4点以下)
- 3 高ビリルビン血症 (交換輸血の考慮例)
- 4 子宮内感染 (風疹、トキソプラズマ、梅毒等)
- 5 頭頸部の奇形
- 6 聴覚障害合併が知られている先天異常症候群
- 7 細菌性髄膜炎
- 8 先天性聴覚障害の家族歴
- 9 聴神経毒性薬剤使用 (3日間以上)
- 10 人工換気療法 (5日間以上)

検査の経緯、今後の方針等

新生児聴覚検査要療育児連絡票

保護者 様

年 月 日

(精密検査実施医療機関)

住所

医療機関名

連絡者

今回の精密検査の結果は次のとおりです。また、今後の方針等は次のとおりですの
で、生活や療育の参考にしてください。

保護者のお名前

保護者の現住所

TEL :

赤ちゃんのお名前

性別： 男・女

赤ちゃんの生年月日

年 月 日

出生体重： g

精密検査（方法：ABR・その他〔 〕）を 年 月 日に
実施した結果は、

右耳 難聴なし ・ 難聴あり (dB)

左耳 難聴なし ・ 難聴あり (dB)

検査の経緯、今後の方針等

新生児聴覚検査療育支援の状況等報告書

健康福祉センター（保健所）所長 様

年 月 日

（療育機関）

住所

施設名

連絡者

下記のとおり、療育支援の状況等を報告します。

保護者氏名： _____

保護者の現住所：

TEL：

赤ちゃんのお名前： _____ 性別： 男 ・ 女

（生年月日： 年 月 日 出生体重： g）

<報告項目>

- 診断名：
- 補聴器の装着： 有 ・ 無
- 人工内耳の手術（予定）： 有 ・ 無
- コミュニケーション取得のための指導状況

- 福祉サービスの利用状況等

※報告時期は、おおむね1歳頃

新生児聴覚検査Q&A ～検査従事者、保健師等の方々へ～

1 検査に関すること

Q 1 : 「新生児聴覚検査」の目的は何ですか。

A 1 : 新生児聴覚検査は、難聴を早期に発見し、適切な早期介入を開始することにより、言語発達の遅れといった二次障害の軽減や社会参加の阻害といった三次障害の発現を防止し、可能な限り豊かなコミュニケーション能力を確保してライフステージごとの生活の幅を広げるなど、生活の質の向上を図ることを目的としています。

Q 2 : なぜ、新生児期に聴覚検査を行うのですか。

A 2 : 新生児期に聴覚検査を行う主な理由は、以下のとおりです。

- ①自動測定および解析機能を持つ自動ABR (AABR) などの聴覚検査機器の出現により、検査結果が自動的に解析され、自然睡眠下に短時間で検査を行うことが可能になった。
- ②新生児の状態にあわせて検査が可能である（乳児健診では検査効率が悪くなる）。
- ③聴覚障害に対する早期療育の効果が示されており、生後6か月までに療育を開始するのが望ましい。

Q 3 : なぜ、山口県が新生児聴覚検査を行うのですか。

A 3 : 現在、県内の医療機関の多くは、新生児を対象とした聴覚検査を独自に行っており、聴覚検査で発見された児の精密検査および療育機関との連携も行っています。

こうした状況から、医師会など関係団体と連携しながら、産科・小児科・耳鼻科医療機関と委託契約を行い、検査のあり方の検討と難聴発見後の児についてフォローアップを行っています。

Q 4 : なぜ、全新生児を対象に検査を行う必要があるのですか。

A 4 : 以下の理由から、全新生児を対象とする必要があると考えています。

- ①先天性聴覚障害児の約半数は聴覚障害のハイリスク児であるが、残りの半分はリスクがなく、しかも出生時に何ら異常を示さない児である。
- ②早期療育の効果が最も期待されるのは、これらリスクがない児である。
- ③出現頻度が1,000人に1～2人(0.1～0.2%)と他の先天性疾患より頻度が高い。

Q 5 : 新生児の聴覚障害のリスク因子とはどんなものでしょうか。

A 5 : 新生児集中治療室に入院した児など聴覚障害の発生頻度が高い児であり、以下の10項目が考えられます。

- ①極低出生体重児 (1,500 g 未満)
- ②重症仮死状態で生まれた児 (アプガースコア 1 分値 4 点以下)
- ③高ビリルビン血症 (交換輸血の考慮例)
- ④子宮内感染 (風疹、トキソプラズマ、梅毒、サイトメガロウイルスなど)
- ⑤頭頸部の奇形
- ⑥聴覚障害合併が知られている先天異常症候群
- ⑦細菌性髄膜炎
- ⑧先天性聴覚障害の家族歴 (保護者、同胞、祖父母)
- ⑨聴神経毒性薬剤使用 (3 日間以上、アミノグリコシド、ループ利尿薬等)
- ⑩人工換気療法を受けた (5 日間以上)

Q 6 : 新生児聴覚検査とは、どんな検査ですか。

A 6 : 生まれたばかりの赤ちゃん（新生児）を対象に行う耳のきこえの検査です。新生児が自然に眠っている間に機器を用いて、刺激音（35dB：ささやき声程度）を与え、脳の反応波を検出し、自動的に判定を行います。

Q 7 : 自動ABR（AABR）を用いて検査を行う際の注意点がありますか。

A 7 : 自動ABR（AABR）の説明書を十分読んでいただき、その内容を順守していただくとともに、実施に当たっては、以下の点について注意してください。

- ①授乳後の自然睡眠下が望ましい。
- ②検査を担当する人はできるだけ同じ人が望ましい。
- ③電極装着は、赤ちゃんが起きないように優しく行う。
- ④授乳後1時間くらいまでなら、検査がスムーズに行える。
- ⑤検査は、出生直後は中耳にまだ液体が貯留していることが多いため、生後2～3日目が良い。
- ⑥電極の接触抵抗値が上がらないように皮膚の清拭を行う。

Q 8 : 結果はどのように判定されますか。

A 8 : 「パス（反応あり）」あるいは「リファア（要再検査）」と判定されます。

「パス（反応あり）」とは、その時点では原則として聴覚に異常がないことを意味します。

「リファア（要再検査）」とは、もう一度検査の必要があることを意味します。即、聴覚障害があることを意味するものではないので、保護者への説明の際には、十分ご留意をお願いします。

Q 9 : 初回検査で「リファア（要再検査）」となる割合はどれくらいですか。また、2回目の検査（確認検査）で「リファア（要再検査）」となり、精密検査が必要となる割合はどれくらいですか。

A 9 : 自動ABR（AABR）による新生児聴覚検査の初回検査で「リファア（要再検査）」となる新生児は、100人のうち1～2人（1～2%）程度といわれています。

また、2回目の検査（確認検査）でも「リファア（要再検査）」となり、精密検査が必要となる新生児は、初回検査を受けた新生児1,000人のうち8人（0.8%）程度といわれています。

Q 10 : 新生児聴覚検査で療育指導を要する児はどのくらいの割合ですか。

A 10 : 米国での新生児聴覚検査の成績からは、1,000人中の1～2人といわれています。

平成10～12年度の厚生省の研究によると、日本における両側聴覚障害の割合は0.16%で米国と同様な頻度であることから、療育指導を要する児は1,000人中の1～2人と考えています。

Q 11 : 未熟児出産の場合、検査の時期はいつなのでしょう。

A 11 : 退院の日までに検査していただければ結構です。なお、その後の経過をみるうえでは、修正年齢（出産予定日を基準として計算）で考えてください。

Q 12 : 山口県内で新生児聴覚検査を行っている医療機関はどこですか。

A 12 : 最寄の健康福祉センター（保健所）の母子保健担当へお問い合わせください。また、「新生児聴覚検査および難聴児の早期療育・教育支援ハンドブック」でも紹介していますので、ご参照ください。

Q 13 : 新生児聴覚検査は誰が行うのですか。

A 13 : 担当者は、新生児についての一般的知識や検査の意義、検査機器の扱い方などを十分に理解している方が望ましく、医師、助産師、看護師、検査技師が適任です。

Q14：新生児聴覚検査を行う前の説明は、誰がどうすればいいのですか。

A14：新生児に関する一般的知識と新生児聴覚検査の意義について理解している医師・助産師・看護師・検査技師等の医療技術者が説明することが望ましいです。別紙2「赤ちゃんの耳のきこえ（聴覚）の検査について」および別紙5「新生児聴覚検査申込説明書（同意説明書）」により説明してください。説明後は、別紙6「新生児聴覚検査申込書（同意書）」を渡し、必要事項を記入していただくようお願いしてください。

Q15：新生児聴覚検査、初回検査、確認検査、精密検査はそれぞれどう違うのですか。

A15：新生児聴覚検査とは、分娩入院中に行う聴覚検査の総称です。

初回検査とは、新生児聴覚検査のうち、第1回目の検査のことです。

確認検査とは、新生児聴覚検査のうち、第2回目の検査のことです。

精密検査とは、確認検査が陽性となった児に対する耳鼻科的診察と聴性脳幹反応検査（ABR）、条件詮索反応聴力検査（COR）などによる検査です。

Q16：精密検査はどここの医療機関で行っていますか。

A16：日本耳鼻咽喉科学会山口県地方部会が推薦する精密検査実施医療機関として以下の5施設が挙げられています。詳しくは最寄りの健康福祉センターの母子保健担当へお問い合わせください。

○ 精密検査実施医療機関

医療機関名	住所	TEL
山口県済生会下関総合病院 耳鼻咽喉科	下関市安岡8丁目5-1	0832-62-2300
耳鼻咽喉科のはなクリニック	山口市大内矢田北6-19-17	083-941-1133
山口大学医学部附属病院 耳鼻咽喉科	宇部市南小串1-1-1	0836-22-2520
鼓ヶ浦こども医療福祉センター 耳鼻咽喉科	周南市久米752-4	0834-29-1430
長門総合病院 耳鼻咽喉科	長門市東深川85	0837-22-2220

Q17：精密検査実施医療機関について、A16で示された施設以外を紹介してもいいですか。

A17：県において検査結果を収集分析するとともに、早期診断と早期治療を開始する観点から、A16に示す精密検査実施医療機関を紹介されますようお願いいたします。

なお、精密検査実施医療機関以外を強く希望される場合には、やむを得ない面もありますが、精密検査実施医療機関を受診していただく意義について、十分周知されますようお願いいたします。

Q18：精密検査では、どんな検査をいつ頃までにすればよいのですか。

A18：精密検査は、耳鼻咽喉科的診察の後に、聴性脳幹反応検査（ABR）を中心に行います。

なお、母親聴覚発達チェックリストに記入してもらい、聴性行動反応聴性検査（BOA）などの検査が可能な精密検査実施医療機関においては、必要に応じてこれらの検査をあわせて行います。

「難聴の疑い」のまま放置されるのは、保護者にとって多大な心理的苦痛を与えることから、確認検査および精密検査の迅速な実施が重要です。新生児聴覚に関する合同委員会（アメリカ、1994年）では、聴覚障害児は生後3か月以前に発見され、生後6か月までに治療的介入が行われるべきとしていることから、遅くとも3か月までには精密検査を終了することが望ましいです。

Q19：精密検査の結果、聴覚障害を認める、あるいは疑いがある場合、どうすればいいですか。

A19：精密検査実施医療機関および教育機関で療育訓練を受けることができます。

○ 精密検査実施医療機関

医療機関名	住所	TEL
山口県済生会下関総合病院 耳鼻咽喉科	下関市安岡8丁目5-1	0832-62-2300
耳鼻咽喉科ののはなクリニック	山口市大内矢田北6-19-17	083-941-1133
山口大学医学部附属病院 耳鼻咽喉科	宇部市南小串1-1-1	0836-22-2520
鼓ヶ浦こども医療福祉センター 耳鼻咽喉科	周南市久米752-4	0834-29-1430
長門総合病院 耳鼻咽喉科	長門市東深川85	0837-22-2220

○ 教育機関

施設名	住所	TEL
山口県立下関南総合支援学校 聴覚障害教育センター	(県西部) 〒751-0828 下関市幡生町1-1-22	083-232-1431、1455 (Fax 083-232-1432) http://www.s-minami-s.ysn21.jp/
山口県立山口南総合支援学校 聴覚障害教育センター	(県中部) 〒747-1221 山口市鑄銭司2364-6	083-986-2007 (Fax 083-986-3175) http://www.y-minami-s.ysn21.jp/
山口県立周南総合支援学校 聴覚障害教育センター	(県東部) 〒745-0801 周南市久米761番地	0834-29-1331 (Fax 0834-29-3210) http://www.shunan-s.ysn21.jp/

○ その他

小学校に通級指導教室を設け、難聴幼児に対して発語の訓練を行っているところがありますので、各市町教育委員会にお問い合わせください。また、「新生児聴覚検査および難聴児の早期療育・教育支援ハンドブック」でも紹介していますので、ご参照ください。

Q20：新生児聴覚検査で「パス（反応あり）」の場合、一生、聴覚障害の心配はありませんか。

A20：原則として、その時点では聴覚に異常がないことを意味しますが、成長過程で起こるおたふくかぜや中耳炎による聴覚障害や進行性聴覚障害などは発見できません。

また、非常にまれではありますが、検査機器の精度の限界による偽陰性（聴覚障害があるにもかかわらず「パス（反応あり）」と判定してしまうケース）の可能性も否定できません。

このため、「パス（反応あり）」の場合でも、保護者にはその後の聴覚の発達などに注意するよう十分説明しておくことが重要です。

Q21：保護者には結果を誰が、どう説明すればいいのですか。

A21：結果説明は、医師が行うことが必要です。基本的には、別紙6「新生児聴覚検査申込書（同意書）」の結果欄により説明します。説明時期は、ただちに説明する場合と1か月健診時に発達チェックなどを診て説明する場合があります。先進県の例では岡山県・佐賀県はただちに、秋田県・神奈川県は1か月健診時に行っています。いずれにおいても、保護者、とくに母親は分娩後、精神的に不安定な状態であり、担当者の言動には細心の注意を要します。

Q22：新生児聴覚検査を数回繰り返して、1回でもパスが出れば、「パス（反応あり）」と考えてもいいですか。

A22：「パス（反応あり）」として構いません。「パス（反応あり）」が偶然に出ることは統計学上極めて低い確率（メーカー公表値：99.9%）であり、原則として聴覚障害はないと判定します。

Q23：初回検査で「リファー（要再検査）」となり、確認検査などでさらに3回、4回と検査を行った場合、別紙6の結果欄にどのように記入すればいいですか。

A23：確認検査などで1回でもパスが出れば「パス（反応あり）」に○を、数回検査しても最後までリファーであれば「リファー（要再検査）」に○を記入してください。

Q24：山口県外からの里帰り出産の場合は、この事業の対象になりますか

A24：対象になります。手続きは県内の方と同じですが、「リファー（要再検査）」の方で同意書の3番に○をつけられた方には、山口県から住所地の保健所へ連絡するようになります。

2 療育に関すること

Q1：早期療育の意義は何ですか。

A1：聴覚障害児を早期に発見して適切に対応することで、補聴器をつけて普通学級に進学したり、就職の機会を得るなど、早期療育は難聴児に効果があることが認識されています。

このため、保護者が我が子の障害を受け止め、顔を上げて前を見て一步を踏み出せるよう支援することに早期療育の意義があります。

Q2：手術など医療的な手だてはあるのですか。

A2：内耳に小さな電極を挿入し、聴神経に刺激を伝える人工内耳手術という方法があります。

ただし、人工内耳手術は1才以上（体重8kg以上）が対象であり、適応しないケースもあるため、事前に医師に相談し、入念に検討することが必要です。

Q3：療育機関ではどのように療育が行われるのですか。

A3：大きく3段階に分けて行います。

①初期介入

種々の検査を組み合わせ、聴覚障害の種類と程度を確定します。

次に、補聴器の選択とフィッティングを行うとともに、保護者へのカウンセリングを行い、定期的な通園が可能になった時点で療育を開始します。

②0～1歳児

音の意味を知らせる、コミュニケーション態度の促進、認知力の促進、表現・発音を順序だてて全体発達を促進させます。また、保護者には、親子関係が成立する中でことばかけは情緒の発達などに重要であることを理解してもらいます。

③乳児期

個人指導、グループ指導、ビデオ指導、母親指導、両親講座、家庭訪問など必要なものを随時取り入れながら、聴覚や補聴器の評価、中耳炎の確認、発達評価等を行います。

Q 4 : コミュニケーションの方法として、どのようなものがありますか。

A 4 : 残存聴力を積極的に活用する方法と視覚を活用する方法があります。

①残存聴力を活用

補聴器の改良や人工内耳の開発により、聴力活用の範囲は著しく拡大されています。

②視覚を活用

読話、手話、指文字というマニュアル・サインがあります。

読話は聴覚と併用して聴覚口話法として広く用いられています。いずれの方法を選択するかは、保護者に十分な情報をわかりやすく説明し、適切な助言を行うことが重要です。

Q 5 : 同じ難聴児を持つ保護者同士の自助グループのようなものがありますか。

A 5 : 聴覚障害教育センターである総合支援学校には保護者会があります。詳しくは療育機関でお尋ねください。また、「新生児聴覚検査および難聴児の早期療育・教育支援ハンドブック」でも紹介していますので、ご参照ください。

Q 6 : 聴覚障害児への公的助成制度には、どのようなものがありますか。

A 6 : 「身体障害者」の公的助成制度に該当します。障害の程度によって、利用できる範囲が異なることがありますので、詳しくは各市町の障害者福祉担当課にお尋ねください。

また、山口県では、身体障害に該当しない軽度・中等度難聴児のための補聴器購入費用の補助事業を平成24年度から開始しています。

3 事務に関すること

Q 1 : 同意書（別紙5）はどうしてこんなに説明が長いのでしょうか。

A 1 : 新生児聴覚検査は、モデル的に行われること、日本では検査の実施方法がまだ十分には確立されていないことについて、保護者の方に十分理解していただく必要があります。

また、障害が発見された場合、早期に療育が行われているかどうかまで確認するため、検査結果を関係機関に報告し、関係機関が連携してフォローアップしていく必要があること、そして、検査の実施方法や実施体制等を検討するため、追跡調査を行うことがあること等を十分理解したうえで検査を申し込んでいただくため、説明が長くなっています。

Q 2 : 保護者が同意しなかったり、条件に該当しない場合はどうしたらいいのですか。

A 2 : 保護者が同意しなかったり、条件に該当しない場合でも、検査を受けることはできます。この場合、別紙9「新生児聴覚検査要精密検査児連絡票」による県への情報提供は不要ですが、精密検査が必要な場合は受診を勧めるなど、この検査の流れに沿った対応を行うことが必要です。

Q 3 : 保護者が同意しない場合に何か不利益がありますか。

A 3 : 医療上の不利益は一切ありません。

Q 4 : 保護者が同意しなかったり、条件に該当しない場合、別紙9「新生児聴覚検査要精密検査児連絡票」は県に提出しなくてもよいですか。

A 4 : はい。提出の必要はありません。

4 地域支援に関すること

Q 1 : 支援ネットワークとはどのようなものですか。

A 1 : 生後6か月までに療育を開始するには、適切な時期に適切な対応を取ることが重要です。このため、山口県（こども政策課）、健康福祉センター（保健所）、市町、医師会、自助グループなどが十分に連携し、各地域の特性に応じた支援の仕組みを作っていくことが重要であり、その仕組みを支援ネットワークといいます。

Q 2 : 山口県（こども政策課）の役割は何ですか。

A 2 : 新生児聴覚検査に関する事業の実施主体です。

こども政策課の主な業務は以下のとおりです。

- ①新生児聴覚検査の重要性の普及啓発、実施基準の作成、検査の精度管理、検査後の療育体制の整備等
- ②関係団体の代表者、福祉関係者、関係行政機関の職員などからなる新生児聴覚検査専門委員会の設置
- ③検査実施マニュアルの作成や関係者への研修の実施
- ④検査実績等データの把握や分析などによる事業の円滑な推進

Q 3 : 新生児聴覚検査専門委員会の役割は何ですか。

A 3 : 山口県の諮問を受けて、聴覚検査、精密検査、診断確定後の療育等に関する実施体制の検討および事業開始後の問題点などについて検討します。

Q 4 : 健康福祉センター（保健所）の役割は何ですか。

A 4 : 管内実施医療機関からの検査結果等報告を受けて、山口県（こども政策課）に報告するとともに、市町および関係機関と密接な連携を取りながら、精密検査実施医療機関・聴能訓練施設の紹介など、地域での個別支援を行います。

Q 5 : 市町の役割は何ですか。

A 5 : 健康福祉センターおよび関係機関と密接な連携を取りながら、精密検査実施医療機関・聴能訓練施設の紹介など、地域での個別支援を行います。

また、新生児期以降においても聴覚障害の早期発見を図るため、健康福祉センターおよび関係機関の協力を得て、乳幼児健診などの充実に努めます。

Q 6 : この検査の流れの中で、保健師は何をすればいいのですか。

A 6 : 医療機関から健康福祉センター（保健所）へ通知された報告に基づき、健康福祉センター（保健所）・市町保健師は主に以下の3つの役割を担っていただきます。

- ①「リファー（要再検査）」の場合に必要な状況把握

聴覚障害の早期発見から早期療育へと支援が提供されるよう、新生児聴覚検査で「リファー（要再検査）」となった新生児が紹介された精密検査実施医療機関などで検査を受けているか、また、療育機関を紹介された場合に、早期療育が開始されているかを確認するなど、状況把握を行います。

②保護者の不安に対する支援

支援内容については、まず、保護者の不安を受け止める（除去に努める）ことが重要です。

「何かの間違いであってほしい。なぜ私の子が？何が原因で？思い当たる節は何もないのに、これからどうすればいいのか。」などのさまざまな保護者の不安を受け止め、共感しながら、ともに今後のことを考えていく必要があります。

③医療費等の公的助成制度についての情報提供

精密検査を受けるに当たって利用できる医療費や、聴覚障害となった場合の公的助成制度について、適切な情報提供が重要です。

Q 7 : この事業に該当する医療費等の公的助成制度はどんなものがありますか。

A 7 : 精密検査料金は健康保険の適用となり、自己負担分は乳幼児医療費公費負担制度の対象となります。

また、障害が認められた場合、障害の等級によって利用できる範囲が異なりますが、「更正医療」、「育成医療」、「心身障害者（児）医療費の助成」が利用できます。

なお、「新生児聴覚検査および難聴児の早期療育・教育支援ハンドブック」でも紹介していますので、ご参照ください。

山口県母子保健対策協議会 新生児聴覚検査専門委員会 委員名簿

令和3年3月時点（五十音順：敬称略）

◎：会長

氏 名	所 属 等
池 田 卓 生	日本耳鼻咽喉科学会山口県地方部会 福祉医療委員長 （鼓ヶ浦こども医療福祉センター 耳鼻咽喉科部長）
石 田 朋 江	鼓ヶ浦こども医療福祉センター 言語聴覚士
河 村 一 郎	山口県医師会 常任理事 （かわむら小児科 院長）
砂 川 新 平	山口県小児科医会 （すながわこどもクリニック 院長）
竹 中 則 夫	山口県福祉総合相談支援センター児童判定部判定課 課長
塚 原 久美子	山口県聴覚障害者情報センター 言語聴覚士
西 野 直 人	山口県立山口南総合支援学校 教諭
藤 野 俊 夫	山口県産婦人科医会 会長 （藤野産婦人科医院 院長）
◎山 下 裕 司	日本耳鼻咽喉科学会山口県地方部会 会長 （山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科学 教授）

【参考・引用文献】

- 新生児聴覚スクリーニングマニュアルー産科・小児科・耳鼻咽喉科医師、助産師・看護師の皆様へー（一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会 平成28年8月）
- 新生児聴覚スクリーニングマニュアル
（厚生労働省科学研究子ども家庭総合研究事業「新生児聴覚スクリーニングの効率的実施および早期支援とその評価に関する研究」班 平成19年3月）
- 新生児聴覚スクリーニング検査の手引き（千葉県 令和元年8月改定）
- 新生児聴覚スクリーニング検査の手引き（神奈川県 令和2年3月）
- 新生児聴覚検査ハンドブック（長野県 平成29年3月改定）
- 大阪府新生児聴覚検査事業の手引き（大阪府 平成30年3月）
- 奈良県新生児聴覚スクリーニング検査の手引き 第2版（奈良県 平成30年3月）
- 愛媛県新生児聴覚検査実施マニュアル（愛媛県 令和2年4月改定）
- 高知県新生児聴覚検査実施マニュアル（高知県 平成31年3月改定）



新生児聴覚検査および難聴児の早期療育・教育支援ハンドブック（改訂3版）

発行日 令和3年（2021年）3月
編集 山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども政策課
〒753-8501 山口県山口市滝町1-1
TEL 083-933-2947